

2009-2010年度
クラブアセンブリー
Club Assembly

職業分類表

会長 野添 良隆

幹事 原 正親

鹿児島西ロータリー・クラブ

TEL 223-5902 FAX 223-7507
ホームページ www.kagoshima-w-rc.jp



ロータリーの綱領

Object of Rotary

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

目 次

ロータリーの綱領

R I 会長の横顔	1
R I 第 2730 地区ガバナーの横顔	5
会長挨拶	12
幹事挨拶	13
理事役員及び委員会構成	15
年間行事予定表	17
クラブ概況報告	19
委員会報告	27
定款と細則の改定について	38
鹿児島西ロータリー・クラブ定款	39
細則	53
慶弔規定	69
奨学金制度要綱	70
職業分類表	71
会員名簿	81

RI会長



2009-2010年度 国際ロータリー会長

ジョン・ケニー 氏

PROFILE

1970	グランジマウスRC入会	職業分類 弁護士
1977-78	クラブ会長、地区ガバナー、 RI理事、ロータリー財団管理委員を歴任	
1992-93	RIBI会長	
2008-2009	RI会長エレクト	
2009-2010	RI会長	

- ・ロータリー財団大口寄付者、ロータリー財団遺贈友の会会員、功労表彰、特別功労者
- ・ジョン・ケニー氏は、スコットランド出身の初めてのRI会長として7月に就任します。
- ・1970年、スコットランド・セントラル州にあるRI1020地区のグランジマウスRC(1949年創立、現会員41名)に入会しました。

ジョン・ケニー氏は、クラブ会長、地区ガバナー、RI国際大会副実行委員長、グループリーダー、RI会長代理、各種委員会委員及び委員長、ロータリー研究会モダレーター、規定審議会議長運営手続きの専門家、RI理事、ロータリー財団管理委員などのRIの要職を歴任、1992-93年度にはRIBIの会長を務めました。

ロータリー財団の大口寄付者であり、遺贈友の会の会員でもあるジョン・ケニー氏は、功労表彰、特別功労賞を授与されています。

ジョン・ケニー氏は、地元で大学の法学部長、判事、公証人を勤めた経験をもちます。

スコットランド教会の長老で、セッション・クラーク、長老会長老を勤めてきました。

ジョン・ケニー氏はまた、女王エリザベス二世から地区の副知事を拝命。フォースバー青年商工会議所、およびスコットランド青年商工会議所では会長を、国際青年会議所では、総弁護人を務めました。(ロータリーの友3月号)

【ジョン・ケニー語録】

(2009年国際協議会講演集より)

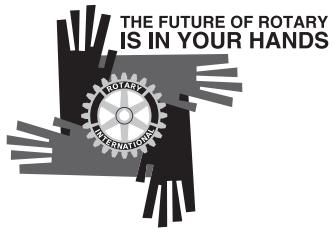
- すべてのロータリー・クラブは自立した存在であるべきであって、RIのシニア・リーダーの役割は統制することではなく、意欲を喚起し、導くことです。
- 優れたクラブ会長のいるところには、必ず優れたクラブがあります。
- ロータリーの未来はエバンストンにあるRI本部で形づくられるのではなく、個々のロータリー・クラブによって形成されるのです。
- ロータリーの針路を決めるのは、私たち自身の日頃の行動であり決定です。
- ロータリーは、すべてがクラブに始まり、クラブに終わります。
- ロータリーが繁栄するか後退するかはすべて皆さん次第です。
- それぞれの地域社会ではなすべき仕事が待ち受けています。(自分の庭の外に目を向けよ)

(ロータリーの友3月号より)

- ロータリーをロータリアンに返したい。
- ロータリーの最大の資産は会員です。
- ロータリーとほかの組織を区別するものは、疑いもなく職業奉仕です。

2009-2010年度
RIテーマ

ロータリーの未来は あなたの手の中に



RI会長からのメッセージ

「私たち一人ひとりは、いわば過去を未来へとつなぐ鎖の輪のような存在で、大いなるロータリーという伝統の一部を成しているとたとえることができます」

一世紀余りにわたり発展し続けてきたロータリーの奉仕を振り返るとき、私たちの未来は、苦境にある人々に希望をもたらし、争いの絶えない世界に平和をもたらす幾世代ものロータリアンによって末永く確かなものになるに違いないと胸を張って言えます。

私たち一人ひとりは、いわば過去を未来へとつなぐ鎖の輪のような存在で、大いなるロータリーという伝統の一部を成しているとたとえることができます。

この鎖が融けることなく永続していくためには、個々の輪が強なくてはなりません。ロータリーの未来への鎖を堅固なものに鍛え上げることは、私の責務であり、皆さんの責務です。今年より来年、また、来年より再来年、さらにロータリーを強くしていくことは、私たちの責務です。また、ロータリーが、明日、次の新たなチャレンジに取りかかれるよう、今日、ポリオのない世界を築くという約束を果たすことも、私たちの責務です。

マハトマ・ガンジーは、かつてこのように言いました。「未来は、私たちが現在成すことによって決まる」第二世紀においてもロータリーの発展を望むのであれば、現状に甘んじているだけでは十分とは言えません。これから長い道程に備えて地図が必要となります、私たちはその地図をすでに携えています。

国際ロータリーは確かな未来を築くため、世界中のロータリアンから協力を得て、7つの優先項目を掲げた長期計画を立てました。今、この計画を実行に移すときがやってきましたのです。

- 「ポリオを撲滅する」が、私たちの最優先事項です。募集のチャレンジを通して、この重要な仕事を完遂し、世界に対して約束を果たすために、私たちはリソースの提供というかたちで力になることができます。
- 「ロータリーに対する内外の認識と公共イメージを高める」は、ロータリーが新会員を引きつけ、他団体からの協力を得ることにつながります。ポリオ・プラスでロータリーは世界の表舞台で活躍するようになりました。今後は、地元と世界における奉仕活動をメディアと地域社会に広め、国際的な地位を築いていくときがやってきたのです。
- 「他者に奉仕するロータリーの能力の増大を図る」は、ロータリーの使命の核心に触れるものです。四大奉仕部門に沿って時間と才能と熱意をこれまでより少しだけ多く捧げるなら、すべてのロータリアンがこの目標に向けて貢献できます。2009-2010年度も、近年、クラブが取り組み続けている重要な問題、すなわち、水、保健と飢餓救済、識字率向上の分野における奉仕活動に専念するよう、ロータリアンに呼びかけています。
- 「質的にも量的にも会員組織を世界的に拡大する」は、重要な優先事項です。これは、ロータリーが達成すべき目標のすべてが会員をよりどころとしているからです。資格ある新会員をもたらすことは、私たち一人ひとりの責務です。しかしながら、この責務を果たしているロータリアンはわずかです。ほかの人々にクラブへの入会を勧め、会員を増やすことができるのはロータリアンしかいないのです。
- 「ロータリー独特の職業奉仕への取り組みを強調する」は、ほかの奉仕団体や人道団体とロータリーとの違いを明確に分けるものです。職業倫理への高い水準を保ち、日々実践することによって、私たちは同僚や従業員、顧客はもちろんのこと、競合相手に対しても模範を示すことができます。
- 「国際ロータリー内の指導的才能を最大限に活用し、育成する」は、ロータリーの未来にとって欠かせない要素です。私たち一人ひとりが、なんらかのかたちで指導的役割を担うべきです。クラブレベルで委員会の委員長や奉仕プロジェクトの委員を務めたり、地区レベル、国際レベルで活躍するなど、さまざまな役割があります。すべてのロータリアンは職業において指導的な立場にある人々ですから、ロータリーにおいてもこの指導力を発揮すべきです。

- 「組織全体を通じて継続性と一貫性を保つために、長期計画の手順を完全に実施する」は、クラブ、地区、国際レベルで毎年指導者が交代する際に、引継が効果的に行えるようにすることが目的です。

この長期計画はR I 理事会が承認したものではありますが、これを実施するのは皆さんです。R I 会長が、皆さんのクラブに入会するようにと新しい会員を誘うことはできません。また、R I 理事会が、ポリオ撲滅の支援に向けて、皆さんの地域で募金活動を企画したり実施したりすることもできません。同様にシニア・リーダーが、皆さんの職場でロータリーの倫理規範を実践することもかないません。すべては、皆さん自身が実行しなければならないのです。ロータリーの未来はあなたの手の中にあります。

一人ひとりのロータリアンに自らの責務を胸に刻んでいただくために、この真実を2009-2010年度のテーマとして選びました。かのウィンストン・チャーチル卿は、「偉大さの代償は責任だ」と述べています。ロータリーは偉大な組織です。私たち一人ひとりが課題に立ち向かい、未来に対する責任を果たすなら、ロータリーはさらに素晴らしい組織へと発展する可能性を秘めているのです。

ロータリーにおいては、「ロータリアン」という肩書きの下、各会員に仕事が与えられています。私たちの任務は、地元と国際社会において必要とされる奉仕を提供すること、そして、事業と専門職務に携わるリーダーを新会員として誘い、地域社会で好ましいイメージを築きながら、クラブの器を広げていくことです。ロータリアンとしての私たちの職務には、職場と私生活において倫理的行動の規範を示し、クラブと地域社会においてリーダーの役割を務め、ロータリーの最優先事項であるポリオ撲滅を全面的に支援することも含まれています。

ロータリアンという仕事には、計り知れない恩典があります。私たちは、かけがえのない親睦を享受し、他者のために尽くすという個人的な生きがいを得ることができます。皆さんのがロータリーとその力を信じるのであれば、今こそ立ち上がり、全身全霊でロータリアンとしての仕事に全力投球するときです。ロータリーの未来はあなたの手の中にあるのです。

The image shows a handwritten signature in black ink. The signature reads "John Krung" and is written in a cursive, flowing style.



2009-2010年度第2730地区ガバナー

秦 喜八郎 (はた きはちろう)

生年月日 1933年12月24日
(宮崎市)

学歴

昭和33年 九州大学医学部卒業
昭和38年 同大学院修了医学博士

職歴

昭和42年
昭和52年
平成10年4月～
平成20年3月

平成19年11月
平成20年9月

県立宮崎病院産婦人科医長
現在地に、はた産婦人科医院開業
宮崎県医師会長
九州医師会連合会長、日本医師会理事
日本プライマリ・ケア学会学術会議会頭 等を歴任
宮崎大学運営協議会委員、学長選考会議長(現在)
日本医師会最高優功賞受賞
日本対ガン協会賞、10月 厚生労働大臣賞表彰、
11月 旭日小綬章

ロータリー歴

1986.4 宮崎中央R C創立会長
1986.7～87.6 同初代会長
1992.7～93.6 宮崎県中部分区代理 (本坊年度)
1995.7～98.6 地区社会奉仕委員長
2008.7 第2730地区ガバナー・エレクト
2008.9 G E T S出席
2009.1 2009年国際協議会出席

国際大会出席

ミュンヘン(1987.6) ソウル(1989.5)
オーランド(1992.6) ロサンゼルス(2008.6)

参考

M P H、ベネファクター、米山功労者

ガバナー挨拶

国際ロータリー第2730地区
2009-2010年度
ガバナー 秦 喜八郎

サブプライムローン問題に端を発した世界の金融危機は、100年に一度の経済不況として全世界を覆いつくしています。世界各国の懸命の努力により、3月危機説は何とか乗り切れ、株価も上昇してきていますが、構造的不況であるだけに5月危機説が根強く、将来の見通しは立っていません（4月15日現在）。ロータリーも例外ではありません。然し、私共は100年来の危機（ピンチ）を改革の好機（チャンス）と捉えて未来の発展に備える努力が必要です。

2009年の国際協議会において、ジョン・ケニー会長は、「ロータリーの未来はあなたの手の中に」をテーマに掲げました。「私たちには、ロータリーの未来を決定する責務があります」と一人ひとりのロータリアンの自覚と行動を促しました。

私は、地区の一人ひとりの会員がこの「ロータリーの未来はあなたの手の中に」の投げかけを受け止め、「私の手の中に」の自覚を持って活動していただくための最終の準備会合として本日の協議会を計画、立案いたしました。

一方、ガバナー・ノミニーに指名されて以来、地区の状況についてみると、ロータリーの奉仕が拡大するにつれて専門的対応を必要とする分野が増え、各分野に細分化され地区の委員会が運営されている実情に突きあたりました。地区で最も活発な委員会活動のなされている新世代部門においてさえ、各委員会間の連絡、協調は不十分です。また、委員長一人の活躍で支えられている委員会もあります。

ロータリー創立100年来の危機を乗り切り明るい未来を築くには、もっと情報を共有化し、共通の認識を持って行動せねばなりません。共通の危機感を持って地区とクラブの活性化をはからねばなりません。ロータリーの原点に立ち返った視点から地区とクラブの活動を見直さねばなりません。

「世界を視野に地域から」、地区の各委員会や財団・米山の活動を共通の認識とした上で地区・クラブ活動を組み立てていただきたいとおもいます。

「ロータリーの未来はあなたの手の中に」あります。皆様と一緒に新しいロータリーの未来を築きましょう。

RI第2730地区 2009-2010年度 運営方針

国際ロータリー第2730地区
2009-2010年度

ガバナー 秦 喜八郎

1. 2009-10年度テーマ 「ロータリーの未来はあなたの手の中に」

ジョン・ケニー会長は、ロータリーの104年の輝かしい歴史と伝統を受け継いで行く者として、私たちにはロータリーの将来を決定する責務があります。この理由をもって、私は2009-10年度のテーマを「ロータリーの未来はあなたの手の中に」としました、と発表しました。

ロータリーの未来は、エバンストンにあるRI本部で形づくられるものではなく、個々のロータリークラブによって形成されるのです。ロータリーの針路を決めるのは、私たち自身の日頃の行動であり決定です。

「ロータリーの未来はあなたの手の中に」あります、とクラブとロータリアン個人に期待を託しました。

私は、このテーマは1985年度のテーマ「あなたが鍵です」以来、久しぶりにロータリアン一人ひとりに呼びかけた力強いメッセージだと思っております。100年に一度の金融危機、世界同時不況の中、ロータリーも例外ではありません。明るい未来を築くためにロータリアンの矜持と自覚に呼びかけた言葉だと共感しています。

(国際協議会リポート、テーマ、講演全文を参照)

2. ジョン・ケニー会長の強調事項

- (1) 会員増強
 - (2) クラブの自治権の尊重
 - (3) 奉仕の継続性
- 水 (第一の強調事項)・保健と飢餓救済・識字率向上
- (4) 国際ロータリーの長期計画
 - 中核となる価値観 奉仕・親睦・多様性・高潔さ・リーダーシップ
 - (5) 「自分の庭の外に目を向けよ」
 - 世界中の国々に存在する数多くの地域社会のニーズ

*2007-10年度 RI長期計画 (2007.6理事会承認)

《優先項目》

1. ポリオを撲滅する
2. ロータリーに対する内外の認識と公共のイメージを高める
3. 他者に奉仕するロータリーの能力の拡大を図る
4. 質的にも量的にも会員組織を世界に拡大する

5. ロータリー独特の職業奉仕への取り組みを強調する
6. 国際ロータリー内の指導的才能を最大限に活用し、育成する
7. 組織全体を通じて継続性と一貫性を保つために、長期計画の手順を完全に実施する

*他の2009年国際協議会(1/19-1/24) 本会議議題テーマ

- ・会員増強（第2回）
- ・他者へ奉仕するロータリー（第3回）
- ・ロータリー財団（第4/5/6回）
- ・事務局の役割（第7回）
- ・青少年奉仕と職業奉仕（第8回）
- ・公共イメージ（第9回）
- ・リーダーシップ（第10回）

*本会議でのサプライズ

第5回本会議、ビル・ゲイツ本人の登場、講演
ポリオ撲滅に2億5500万ドル寄付
R I の2億ドルのチャレンジ（2009.7.1-2012.6.30）

*国際協議会の感想

2008年R I 年次大会(ロスアンゼルス)では元R I 会長、C. L. ダクターマンの講演「世界規模の奉仕へ、ロータリー変革のとき」がありました。
今回の2009年国際協議会での講演を聞いた限りでは、最近のR I が無原則な会員増強、財団寄付、We Serveに傾きかけていたとすれば、その反省の潮流が出てきたか。

3. 地区の運営方針

「ロータリーの未来はあなたの手の中に」は、非常にわかり易いテーマですので、その解釈的な地区テーマは設けません。

1. 人の和(親睦)とホスピタリティ(奉仕)を根底に
2. 地区の歴史と伝統を大切に
3. 地区の人材(老・壮・青・女性)の活用
4. 地区の長期計画立案と地区組織スリム化、活性化
5. ロータリー研究会(地区・分区・クラブ)の推進
6. ロータリアンの誇りの復活(例会出席、職業奉仕)
7. 地域におけるR C の存在証明－世界を視野に地域から
8. 原点に立ち返ってのロータリー・ルネサンスの発信

4. 運営方針を反映した主な具体的な事項

1. 地区50年史の作成
2. 地区組織の4部門集約

3. 地区委員数の半減
4. I M、ライラの見直し
5. 地区長期計画と目標の提示
6. 地区委員会への次年度目標と課題検討の要望

5. 地区の長期計画と具体的目標

地区の長期計画(2009-13年度)

10のプラン	2009年	2013年
1. クラブ拡大	64クラブ	69クラブ
2. 小規模クラブ支援	20以下8クラブ	20以下0クラブ
3. 1000人に一人のロータリアン	2488人	2800人
4. 女性会員加入率	4%	15%
5. 例会出席率	84%	95%
6. 研修・教育の実施	大方のクラブ	全クラブ
7. 新世代重視	大方のクラブ (全国2位)	32クラブ (日本一)
	IACクラブ・29クラブ (全国4位)	39クラブ (日本一)
	ライラ、日本一の評価	維持向上
8. WCS	2件	10件
9. 財団・米山	全国平均以下	全国平均
10. R I会長賞参加	少數	50%以上

6. 2009-10年度の重点目標

- 拡大 1クラブの新設
- 増強 各クラブ1名以上の純増
- 例会重視 出席率86%
- 新世代 R A C 1クラブ新設
I A C 2クラブ新設
- 世界を視野に ポリオ、水問題、W C S
- 地域から 各クラブ1件の地域社会奉仕プロジェクト

7. 2009-10年度の目標地区委員会への要望事項

- 研修・長期委員会
 1. 会員の意見を反映した地区長期計画の策定
 2. 長期計画推進のための方策・年次目標
 3. クラブの長期計画立案の支援

4. クラブ・分区における研修の標準的プログラムの開発
5. 新人教育・リーダー育成の具体的方策

● 拡大増強委員会

1. 拡大可能な地区の選定
鹿児島県 西之表市、垂水市、屋久島
宮崎県 田野・清武、綾・国富、延岡市周辺
2. 会員維持の方策
3. 女性会員の問題
4. 地域横断的な職業分類の例示(地区標準職業分類表作成)

● クラブ奉仕委員会

1. 魅力あるクラブ作りへの提言
「すべてはクラブから始まり、クラブで終わります(ジョン・ケニー会長)」
2. ロータリーの親睦の研究
「ロータリーの根幹は親睦と奉仕」の立場から
3. 「入りて学び出て奉仕せよ」人磨きの場としての例会のあり方への提言
4. 例会出席率86%の達成の方策

● 広報・IT委員会

1. ロータリーの公共イメージの向上のための具体的提言
2. クラブIT化の推進
3. ロータリーの広報媒体の研究
4. 地区・クラブの歴史のアーカイブ化

● 職業奉仕委員会

1. 職業奉仕の理念の解説
ロータリー独特の職業奉仕をわかりやすく
2. 職業における倫理観・道徳観の昂揚と実践の方策
3. 職業を通じて社会に奉仕する
職業奉仕と社会奉仕の概念の整理
4. ロータリーの本質である親睦と職業奉仕の相関の理解推進

● 社会奉仕委員会

1. 決議23-24と決議92-286の理解推進
2. 職業奉仕と社会奉仕の概念の整理
3. 地域におけるロータリーの存在証明としての地域社会奉仕
4. 地域における本当のニーズ調査とそれに対処するプロジェクトの立ち上げの実施例、具体的計画の立案手順
5. 本年度の強調事項に関する地域での課題、水・保健と飢餓救済・識字率向上

●国際奉仕・WCS委員会

1. WCSへの理解推進
2. 各分区内での1つのプロジェクトの検討
3. 本年度の強調事項、水・保健と飢餓救済・識字率向上の世界的情况

●新世代委員会

1. RAC、IAC、ライラ委員会間の相互理解と調整
2. ライラ日本一の実績と向上
3. IAC日本一を目指して、すべてのクラブがIACに関わり IACの年齢引き下げ、IACジュニアの提唱
4. RAC日本一を目指して、大学・専修学校へのRACの提唱
5. 地域における新世代の育成
6. 青少年交換の事例研究、新しい形の青少年交換の模索

●ロータリー財団委員会

1. 財団の夢計画、パイロット地区への応募
2. 年次寄付一人100ドル目標
3. ポリオ一人3000円(2008-10年度)を継続
4. RIのポリオ2億ドルチャレンジへの対応
2730地区は一人3000円を維持、増額は困難
5. ベネファクター、ポールハリス・ソサエティメンバーの募集

●米山奨学委員会

1. 島津名誉理事長の名誉を守る
2. 月間一人1000円への挑戦
3. 米山奨学生受入れ(サポートークラブの)検討
4. 米山奨学生による未受入れクラブ、サポートークラブの訪問
5. 地区大会にホームカミング制度の利用

●ガバナー補佐会議

1. ガバナー補佐の権限
2. ガバナー補佐の負担増への対策
3. IMを全県IMに
4. ライラを全県ライラに(宮崎1、鹿児島1)
5. 分区毎のロータリー研究会の実施

●GSE委員会

1. GSE派遣チーム、リーダーの公募・養成
2. GSE派遣メンバーの公募と広報
3. フィンランドへの専門職業チーム(教育・医療・福祉)派遣の検討

会長挨拶

野添 良隆

鹿児島西ロータリー・クラブは、1963年（昭和38年）3月23日にスponサー鹿児島ロータリー・クラブによって創設され、2009年7月1日現在、クラブ会員数84名で、多用な業種の実業人で構成され、地区内でも暖かい雰囲気の活発な47年目を迎えた伝統あるクラブです。

ロータリーは人道的な奉仕クラブの組織ですが、自分の職業を通じて世界の人々へも奉仕することに主眼がおかれてています。

2009-10年度 RI会長ジョン・ケニー氏は今年度のテーマを『THE FUTURE OF ROTARY IS IN YOUR HAND ロータリーの未来は「あなたの手の中に」』であると定められました。

水・保健・飢餓救済・識字率向上が新年度の強調事項となることを紹介し、クラブ会員皆様によって世界は大きく変わると、期待がよせられました。

今まで我がクラブは多くの事業を行って来ております。今まで培われてきた事業を継続しつつ、ロータリーの例会は卓話に充分時間をとれるようにして、親睦と融和を重んじ、兎に角楽しくしたいと思います。会員皆様のホーム出席を宜しくお願い致します。出席参加することにより会員の意識が高まり、職場へ、家庭へと気持ちが伝わっていければと思います。

また、むだな拘束時間や負担金を増やさないようにしたいと考えております。これらのことと重点に置き、50周年行事の準備に入りたいと思います。

世界同時不況の真っ只中の先の見えない大変な時期に、この伝統ある鹿児島西ロータリー・クラブ47代目の会長を務めさせていただくことになりましたが、私は幹事経験もなく、ロータリーとしての知識も不足しており不安ばかりです。優秀な原正親幹事、各委員会の委員長はじめ会員の皆様方、そして、ご家族の皆様方のご協力、ご指導を賜りながら、任務を全うしたいと思いますのでご協力を最後まで宜しくお願ひいたします。

幹 事 挨 捂

原 正 親

伝統ある鹿児島西ロータリー・クラブの幹事を務めさせていただくことになりました。ロータリー歴が浅く、いまだにロータリーの知識もない私ですが、野添会長、先輩諸氏のご指導の下、会長のクラブ運営方針・お考えを実現し、各委員長さんの基本計画に沿って、各委員会の連携等が円滑に運ぶよう心がけて幹事の職務に励む所存です。

会員の皆様が相互の親睦をさらに深められ、奉仕に従事しやすい環境作りを心がけて、鹿児島西ロータリー・クラブの会員であることの意義を見い出せる年度にいたしたいと念願しております。

会員の皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力を心からお願い申し上げます。

『学習会』日程表（2009・7～2010・6）

☆委員構成 委員長 古木 圭介 副委員長 川平建次郎

福田 正臣 高山 義則

☆場 所 ホテル・レクストン鹿児島 ☆開始時間 午後6時30分

予 定 日	テ ー マ	司会・進行係	リーダー
7/ 6(月) 368回	RIテーマを中心に	情報委員会	会長 幹事
8/ 3(月) 369回	会員増強拡大	情報委員会	会員増強・職業分類 会員選考
9/ 7(月) 370回	新世代	情報委員会	新世代、ローターアクト、 インターパート
10/ 5(月) 371回	職業奉仕 ボランティア	情報委員会	職業奉仕 ボランティア
11/ 2(月) 372回	米山 ロータリー財団	情報委員会	米山 ロータリー財団
12/ 7(月) 373回	上期を振り返って	情報委員会	会長 幹事
1/ 4(月) 374回	ロータリー理解推進	情報委員会	広報
2/ 1(月) 375回	世界理解・国際奉仕	情報委員会	国際奉仕
3/ 1(月) 376回	社会奉仕	情報委員会	社会奉仕
4/ 5(月) 377回	ロータリー雑誌	情報委員会	会報雑誌 プログラム
5/10(月) 378回	出席と親睦	情報委員会	出席、SAA 親睦、ロータリーファミリー
6/ 7(月) 379回	一年を振り返って	情報委員会	会長 幹事

☆ 入会3年未満の方は万難を排してぜひご出席ください。

☆ ロータリーをもっと勉強したい方
☆ ロータリーでの親睦をより深めたい方 } どしどしご出席ください !!

鹿児島西ロータリー・クラブ役員・理事・委員会構成

2009/7~2010/6

(役員) 会長	野添 良隆	(役員) 副会長	南 徹
(役員) 幹事	原 正親	(選出・理事) 副幹事	大山 康成
(選出・理事) 職業奉仕委員長	藤安 秀一	(理事) 直前会長	川平建次郎
(選出・理事) 社会奉仕委員長	天本 美信	(役員) 会場監督(SAA)	末吉 政宏
(選出・理事) 新世代委員長	竹下 威		副SAA 廣木 英雄
(選出・理事) 國際奉仕委員長	七枝 敏洋		副SAA 須田 正己
(役員) 会計	徳留 忠敬		

委員会	委員長	副委員長	委員
クラブ奉仕	南 徹		田中藤雄 岩元 基 濱田悦郎 宮原 優 町田 猛 日高好久 古木圭介 大野達郎 坂木貞剛 長柄英男 桐明桂一郎
会員増強	田中 藤雄	村田 和雄	玉川哲生 森永茂樹
会員選考	岩元 基	小田代憲一	山元正明 岩男秀彦
職業分類	濱田 悅郎	榎田 浩典	田畠 勇
出席席	宮原 優	迫田 英介	久保眞介
親睦	町田 猛	小山 光義	佐伯壽郎 江夏 洋 松田忠臣 江口清隆 竹下 洋 中村英幸 諏訪園 隆 藤川 毅 床次 恵 高橋秀樹 池田由實
ロータリーファミリー	日高 好久	海江田嗣人	濱崎一郎 大福厚範
ロータリー情報	古木 圭介	川平建次郎	福田正臣 高山義則
プログラム	大野 達郎	鮎川 吉弘	蓑田満康 前田義博
会報・雑誌	坂木 貞剛	中園 雅治	水渕清治
広報	長柄 英男	伊豆 英博	海江田 卓 池口恵觀
I T	桐明桂一郎	川畠 宏二	
職業奉仕	藤安 秀一	有馬 戰男	櫻美義明
ボランティア	鮫島 信一	内村 二郎	村田和雄 小田代憲一 榎田浩典 迫田英介 小山光義 海江田嗣人 川平建次郎 鮎川吉弘 中園雅治 伊豆英博 川畠宏二 有馬戦男 上村國博 山元将孝 小正芳史 竹内 攻 玉利賢介 山田晴彬
社会奉仕	天本 美信	上村 國博	深尾兼好 加藤伸一
新世代	竹下 威	山元 將孝	染川周郎
ローターアクト	山下 皓三	小正 芳史	池田勝一郎
インター アクト	山之氏秀行	竹内 攻	岩切 豊
ロータリー賞推薦	南 徹	天本 美信	藤安秀一 竹下 威 七枝敏洋
国際奉仕	七枝 敏洋	玉利 賢介	太原春雄 錐之原大助
ロータリー財団	岩田 泰一	山田 晴彬	有村仁志 森 俊英
米山奨学	大山 康成		水流 洋 福元紳一

RI第2730地区 パスト・ガバナー(2002~2003年度ガバナー) 海江田 卓

RI第2730地区 諮問委員会 委員 海江田 卓

RI第2730地区 危機管理 委員 深尾 兼好

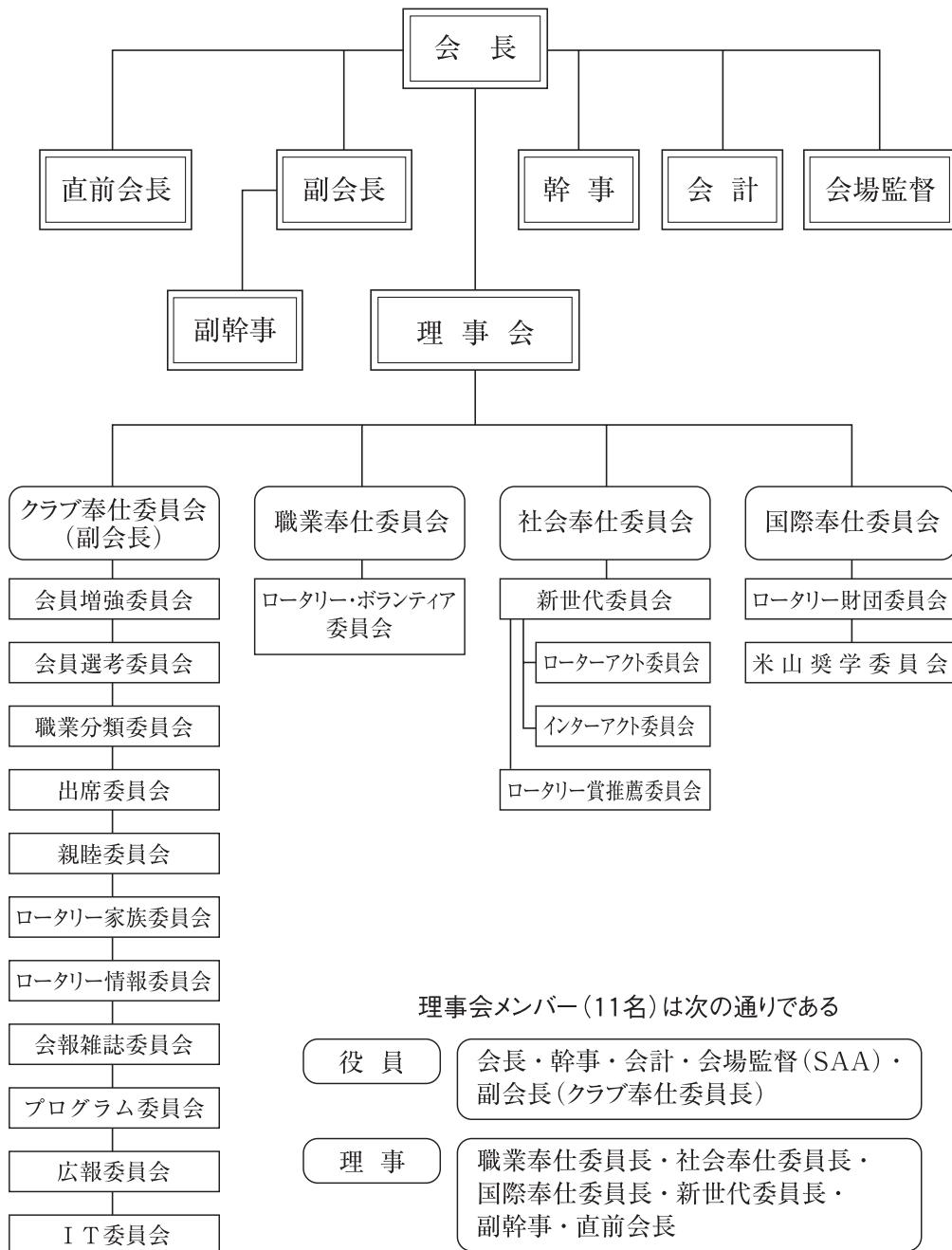
RI第2730地区 広報・雑誌・IT小委員会 委員長 深尾 兼好

RI第2730地区 クラブ奉仕情報研修小委員会 委員長 川平建次郎

RI第2730地区 ロータリー財団 GSE小委員会 副委員長 南 徹

RI第2730地区 国際奉仕・WCS委員会 委員 川畠 宏二

鹿児島西ロータリー・クラブ 理事会・役員・理事・委員会 構成表



鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(上期) 2009.7.1~2009.12.31

特別月間	月	日	例　　会	理 事 会	1 梅 0 吉 万 ラ ドル ン チ ○●	学習会・委員長会、 RAC・プロバス例会	そ　の　他	
会員増強及び拡大月間	7月	1	会長活動方針・ガバナー補佐訪問			学習会　6日 RAC例会 2、16日 プロバスクラブ例会 9日	12日 地区財団セミナー (宮崎市経済連会館) 19日 会員増強セミナー (宮崎市経済連会館) 地区RA委員会 霧島市総合福祉センター	
		8	クラブ協議会(活動方針)	○	●			
		15	ガバナー公式訪問		○			
		22	サンタローザ交換留学生例会訪問					
		29	休会(法定休日外・理事会決定の休会)					
新世代のための月間	8月	5	クラブ協議会(決算・予算)			学習会　3日 RAC例会 6、20日 プロバスクラブ 例会 20日	6日 市内会長・幹事会	
		12	クラブフォーラム(会員増強)	○	○			
		19	PBC・RAC・IAC・RC合同例会					
		26	卓話①		●			
		2	クラブフォーラム(ローター・アクト・インター・アクト)					
職業奉仕・米山月間	9月	9	クラブフォーラム(新世代・ライラ)	○	○	学習会　7日 RAC例会 3、17日 プロバスクラブ例会 10日	5日 地区職業奉仕委員会 宮崎市経済連会館 地区米山委員会 宮崎市経済連会館 地区IAC委員会 宮崎市経済連会館 地区クラブ奉仕委員会 宮崎市経済連会館	
		16	観月会					
		23	休会(法定休日)					
		30	卓話②		●			
		7	卓話③					
ロータリー財團月間	10月	14	クラブフォーラム(職業奉仕)	○	○	学習会　5日 RAC例会 1、15日 プロバスクラブ例会 8日	8日 市内会長・幹事会 23~25日 地区年次大会 シーガイア・サミット (宮崎)	
		21	職場訪問					
		28	クラブ協議会(地区年次大会報告)		●			
		4	卓話④					
		11	クラブフォーラム(米山・ロータリー財団)	○	○			
家族月間	11月	18	卓話⑤			学習会　2日 RAC例会 5、19日 プロバスクラブ例会 12日	地区RA年次大会 地区RA委員会	
		25	卓話⑥		●			
		2	年次総会		○			
		9	上期を終わって(所感・講評)	○	●			
		16	クリスマス家族会(城山観光ホテル)					
	12月	23	休会(法定休日)			学習会　7日 RAC例会 3、17日 プロバスクラブ例会 10日 夜	3日 市内会長幹事会	
		30	休会(法定休日・理事会決定の休会)					

鹿児島西ロータリー・クラブ 行事予定表(下期) 2010.1.1~2010.6.30

特別月間	月	日	例　　会	理 事 会	1 梅 0 吉 万 ラ ドル チ ○●	学習会・委員長会、 RAC・プロバス例会		その　他
ロータリー理解推進月間	1月	7	新春合同例会			学習会 4日 RAC例会 7.21日 プロバスクラブ例会 14日	地区RA委員会 霧島市総合福祉センター	
		13	クラブ協議会(上期報告・下期計画)	○	○			
		20	クラブ協議会(上期報告・下期計画)					
		27	卓話⑦		●			
世界理解月間	2月	3	クラブフォーラム(国際奉仕)			学習会 1日 RAC例会 4.18日 プロバスクラブ例会 18日	4日 市内会長・幹事会 市内I・M 23日 ロータリー創立記念日	
		10	卓話⑧	○	○			
		17	インフォーマル・ディスカッション・ミーティング①					
		24	卓話⑨		●			
識字率向上月間	3月	3	休会(法定休日外・理事会決定の休会)			学習会 1日 RAC例会 4.18日 プロバスクラブ例会 月末頃 お花見	PETS 鹿児島市 23日 西RC創立記念日 地区RA委員会 霧島市総合福祉センター	
		10	クラブフォーラム(社会奉仕)					
		17	クラブ協議会(PETS報告)	○	○			
		24	3クラブ合同例会(西RC担当)東急イン					
		31	ロータリー賞贈呈式		●			
ロータリー雑誌月間	4月	7	クラブフォーラム(広報・雑誌・IT)			学習会 5日 RAC例会 1.15日 プロバスクラブ例会 8日	8日 市内会長・幹事会	
		14	卓話⑩	○	○			
		21	インフォーマル・ディスカッション・ミーティング②					
		28	卓話⑪		●			
5月	5月	5	休会(法定休日)			学習会 10日 RAC例会 6.20日 プロバスクラブ例会 13日	2日 ゆうかり学園訪問 12日 マスコミ懇話会 16日　渚の集い 23日　地区協議会	
		12	クラブフォーラム⑨(地区協議会に向けて)	○	○			
		19	卓話⑫					
		26	クラブ協議会⑦(地区協議会報告)		●			
ロータリー親睦活動月間	6月	2	クラブ協議会⑧(委員会活動報告)			学習会 7日 RAC例会 3.17日 プロバスクラブ例会 10日	4日 市内新旧会長・幹事会 20.21日 RI年次大会 モントリオール	
		9	クラブ協議会⑨(新委員会ミーティング)	○	○			
		16	インフォーマル・ディスカッション・ミーティング③					
		23	卓話⑬		●			
		30	年度末にあたって(所感・講評)					

クラブ概況報告

(平成21年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年（S38年）3月23日
2. 承認年月日 1963年（S38年）6月27日（九州において第28番目）
3. チャーターナイト 1963年（S38年）11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッティシ・P・ラハリー（インド）
5. 当時のガバナー 進藤誠一（第370地区）
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名
8. アデイショナルクラブ名と創立年月日
 1. 加治木RC 1967年（S42年）6月24日
 2. 加世田RC 1972年（S47年）10月18日
 3. 枕崎RC 1972年（S47年）12月14日
 4. 鹿児島城西RC 1986年（S61年）9月16日
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
 1. 第2800地区日本鶴岡RC
=1965年（S40年）5月9日締結
会員相互親善訪問、週報等の交換
 2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC
=1989年（平成元年）4月28日締結
青少年交換事業
10. 提唱インターラクトクラブ
 1. 鶴丸高校IAC
発会日 1964年（S39年）10月8日
 2. 鹿児島高校IAC
発会日 1971年（S46年）6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ
名称：鹿児島西ローターアクトクラブ
1976年（S51年）6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ
名称：鹿児島西プロバスクラブ
1998年（H10年）1月23日発会
13. 区域 鹿児島市、垂水市とする。

14. 事務所	鹿児島市金生町3番1号山形屋内 TEL (099-223-5902) FAX (099-223-7507)		
15. 例会日	毎週水曜日12時30分～13時30分		
16. 例会場	山形屋1号館7階社交室		
17. 歴代ガバナー	23ページ 25ページ		
18. 歴代分区代理	櫻美 四郎 (1967) 鮫島志芽太 (1970) 塘 一郎 (1972) 岡元健一郎 (1978) 川上鐵太郎 (1983) 福田 敏之 (1986)		
(ガバナー補佐)	海江田 卓 (2000)		
19. 歴代会長	23ページ 25ページ		
20. 歴代幹事	24ページ 26ページ		
21. 名誉会員	81ページ		
22. 現在会員	正会員84名		
23. 平均年齢	63.7才 最高 90才 最低 37才 90代 1名 80代 4名 70代 23名 60代 24名 50代 25名 40代 6名 30代 1名		
24. 出席率	本年度目標94%		
25. 入会金	35,000円		
26. 年会費	190,000円		
27. ビジターカード会費	1,900円		
28. 会報	毎週週報を発行		
29. ロータリーアン誌	「ロータリーの友」全員購読		
30. クラブ協議会	9回		
31. クラブフォーラム	9回		
32. インフォーマル・ミーティング	3回		
33. 理事会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時		
34. 委員長会議	年2回		
35. 会長幹事会	市内…6回		

○チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明人	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	櫻美 四郎	柴山 一雄	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	

計24名

○マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

故 (柴山 一雄) (1回)	池口 恵觀 (3回)	玉川 哲生 (1回)
故 (小園 正人) (1回)	故 (坂元 明雄) (1回)	高井 敏治 (1回)
山下 健 (1回)	高山 義則 (1回)	故 (片平 可也) (1回)
故 (菅 富男) (3回)	山元 正明 (2回)	久保 真介 (1回)
長柄 英男 (2回)	古木 圭介 (1回)	竹下 洋 (1回)
岩元 基 (1回)	水流 洋 (1回)	

以上 17名

○ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	故 (坂元 明雄)	須田 正己
故 (永松 實夫)	故 (菅 富男)	太原 春雄	竹下 洋
山田 晴彬	海江田 卓	水流 洋	岩切 豊
長柄 英男	徳留 忠敬		

以上 14名

○メモリアル・コントリビューター

故 (菅 富男)	川平 建次郎	坂元 美津子 (坂元明雄夫人)
小園 照子 (小園正人夫人)	高井 清子 (高井敏治夫人)	

以上 5名

○ポール・ハリス・フェロー

故 (塘 一郎)	柿市 高重	故 (藤安 辰造)	故 (牧田 健二)
故 (河井 時義)	故 (川村 洋)	故 (土橋 滋)	川上鐵太郎
故 (川田 恵一)	故 (徳澤 紀生)	故 (海老原利則)	有馬 志享
林 其為	故 (外西 寿彦)	故 (安田 正治)	池田 廣
故 (福田 敏之)	故 (岩元 紀彦)	村田 和雄	木治屋克己
上原 満	岩男 秀彦	中村 一雄	三角桂次郎
田中 寛吉	太原 春雄	榎田 浩典	染川 周郎
故 (永松 實夫)	森永 茂樹	前田樹一郎	岩田 泰一
鉢之原大助	竹下 威	福田 一郎	松田 忠臣
田崎 一郎	中川 宏	若松喜八郎	玉利 賢介
山下 和磨	江口 清隆	山田 晴彬	故 (板木 泰文)
樋渡 良一	佐伯 壽郎	本田 亭	海江田 卓
三反田藤男	山下 皓三	須田 正己	江夏 洋
故 (柴山 一清)	野添 良隆	有馬 戰男	中嶋 健
東郷 三郎	加藤 一徳	藤川 穀	故 (和田 武弘)
大浦 教一	田畠 勇	正 建二郎	故 (原田 隼男)
天本 美信	坂木 貞剛	藤安 秀一	岩切 豊
有村 仁志	徳留 忠敬	日高 好久	藤 裕己
福元 紳一	中園 雅治	川畠 宏二	南 徹
池田勝一郎	鮫島 信一	深尾 兼好	小田代憲一

秋月 宗近	庵木 英雄	故 (池田 千明)	桐明桂一郎
橋元 忠也	福島 徹郎	松田 健一	中村 英幸
西川 明寛	小山 幸義	川平建次郎	櫻美 義明
原 正親	濱田 悅郎	諏訪園 隆	小林 勉
床次 恵	濱崎 一郎	山之氏秀行	鮫島 雄司
内村 二郎	笠原 弘之	脇田 稔	小正 芳史
町田 猛			

以上 105 名

○ポール・ハリス準フェロー

故 (櫻美 四郎)	故 (岩元 健吉)	岩元 正二	故 (岡山 栄)
池田 穢	故 (永井 利承)	故 (浜田 馨)	中村 善治
光吉 正昭	久野 洋一	故 (崎元 行範)	故 (内山 光男)

以上 12 名

○米山功労クラブ

(第1回表彰) 1996. 12. 26	(第4回表彰) 2001. 6.
(第2回表彰) 1998. 6.	(第5回表彰) 2002. 11.
(第3回表彰) 2000. 11. 26	(第6回表彰) 2006. 6.

○米山功労者

玉川 哲生 (第3回)	高山 義則 (第3回)	故 (片平 可也) (第3回)
村田 和雄 (第3回)	故 (菅 富男) (第3回)	故 (小園 正人) (第3回)
山元 正明 (第3回)	染川 周郎 (第3回)	岩田 泰一 (第3回)
宇治野純章	岩男 秀彦	故 (永松 實夫)
竹下 威	岩切 豊	故 (坂元 明雄) (第1回)
徳留 忠敬 (第3回)	長柄 英男	山下 皓三
濱崎 一郎	原 正親 (第2回)	天本 美信
玉利 賢介	川平建次郎	有馬 戰男

以上 24 名

○米山功労法人

(名)明石屋菓子店 (岩田 泰一)	育英社(株) (前田樹一郎)
竹下清藏商店 (竹下 洋)	

○準米山功労者

故 (岩元 紀彦)	須田 正己	海江田 卓	故 (池田 千明)
山田 晴彬	若松喜八郎	水流 洋	鉢之原大助
日高 好久	佐伯 壽郎		

以上 10 名

西ロータリー・クラブの推移

年号	西暦	ガバナー	会長	
S38～S39	1963～64	嘉村平八	初代	櫻美四郎
S39～S40	1964～65	町田秀実	2代	土橋英夫
S40～S41	1965～66	島津久厚	3代	塘一郎
S41～S42	1966～67	吉村常助	4代	米倉秀夫
S42～S43	1967～68	向笠広次	5代	島津忠丸
S43～S44	1968～69	大津篤造	6代	鯫島志茅太
S44～S45	1969～70	日高安壯	7代	佐伯延次郎
S45～S46	1970～71	八田秋	8代	久保田彦穂
S46～S47	1971～72	小田一昭	9代	岩元正二
S47～S48	1972～73	東博仁	10代	牧田健二
S48～S49	1973～74	杉原頼三	11代	川村洋
S49～S50	1974～75	竹野融	12代	新福栄熊
S50～S51	1975～76	後藤基彰	13代	福田敏之
S51～S52	1976～77	塘一郎	14代	岡元健一郎
S52～S53	1977～78	西田武雄	15代	河井時義
S53～S54	1978～79	吉村武文	16代	藤安辰造
S54～S55	1979～80	井上和人	17代	川上鐵太郎
S55～S56	1980～81	福島親比古	18代	浜田馨
S56～S57	1981～82	大久保圭一郎	19代	中村俊雄
S57～S58	1982～83	杉村進	20代	久保政次
S58～S59	1983～84	丸田美德	21代	高井敏治
S59～S60	1984～85	田中千尋	22代	池田廣
S60～S61	1985～86	外山三郎	23代	福田正臣
S61～S62	1986～87	岩澤光男	24代	中村善治
S62～S63	1987～88	池田卓郎	25代	小園正人
S63～S64	1988～89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1～H2	1989～90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2～H3	1990～91	今林重夫	28代	川田恵一
H3～H4	1991～92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4～H5	1992～93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5～H6	1993～94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6～H7	1994～95	佐々木典綱	32代	吉留益
H7～H8	1995～96	竹内三郎	33代	岩元基
H8～H9	1996～97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9～H10	1997～98	岡師鎮雄	35代	高山義則

(歴代会長並びに幹事)

幹 事		会 員 数	平均年齢	平均出席率
初代	川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
2代	高 徳 三 藏	44	49.0	99.11
3代	河 井 時 義	48	51.40	99.09
4代	藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
5代	安 楽 慶一郎	55	53.30	99.79
6代	柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
7代	高 井 敏 治	61	52.80	99.92
8代	久 保 政 次	65	52.60	98.83
9代	田 平 禮 章	73	53.19	99.01
10代	浜 田 馨	79	52.09	98.14
11代	外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
12代	小 山 幸 義	79	53.80	97.91
13代	池 田 廣	85	54.60	97.63
14代	中 村 善 治	86	55.70	95.49
15代	小 園 正 人	90	57.10	96.52
16代	三 角 桂次郎	87	56.45	96.59
17代	川 田 恵 一	88	57.25	96.92
18代	光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
19代	徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
20代	水 潤 清 治	89	57.02	93.96
21代	木 治 屋 克 已	85	57.18	93.75
22代	柿 市 高 重	81	58.27	92.05
23代	山 下 皓 三	86	58.23	93.31
24代	中 尾 洋	85	57.63	95.36
25代	櫻 美 義 明	89	58.10	94.74
26代	岩 元 基	91	58.05	94.06
27代	古 木 圭 介	90	57.97	93.21
28代	内 山 光 男	94	57.72	91.68
29代	上 原 滿	96	57.49	90.33
30代	玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
31代	佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
32代	江 夏 洋	87	57.29	88.94
33代	中 川 宏	87	57.86	90.62
34代	森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
35代	榎 田 浩 典	92	57.37	92.65

西ロータリー・クラブの推移

年号	西暦	ガバナー	会長	
H10～H11	1998～99	鯨島 哲也	36代	海江田 卓
H11～H12	1999～2000	井ノ上 繁	37代	太原 春雄
H12～H13	2000～2001	安満 良明	38代	山元 正明
H13～H14	2001～2002	大淵 達郎	39代	竹下 威
H14～H15	2002～2003	海江田 卓	40代	水流 洋
H15～H16	2003～2004	吉松 成人	41代	片平 可也
H16～H17	2004～2005	三木 靖	42代	岩田 泰一
H17～H18	2005～2006	菊地 平	43代	山下皓三
H18～H19	2006～2007	富永 国俊	44代	徳留 忠敬
H19～H20	2007～2008	田村 智英	45代	古木 圭介
H20～H21	2008～2009	安満 良明	46代	川平 建次郎
H21～H22	2009～2010	秦 喜八郎	47代	野添 良隆

(歴代会長並びに幹事)

幹 事		会 員 数	平均年齢	平均出席率
36代	岩田泰一	96名	57.85才	91.91%
37代	村田和雄	97	57.53	91.54
38代	川平建次郎	95	59.02	93.92
39代	須田正己	91	60.02	91.03
40代	岩切 豊	89	60.40	88.00
41代	染川周郎	88	61.50	89.74
42代	江口清隆	80	62.00	85.56
43代	深尾兼好	81	62.40	84.54
44代	長柄英男	91	62.30	79.44
45代	玉利賢介	88	62.90	80.16
46代	天本美信	89	63.40	
47代	原正親	84	63.70	

S・A・A

S A A : 末吉 政宏

副 S A A : 廣木 英雄

副 S A A : 須田 正己

基本方針

伝統ある当クラブの例会において、気品と秩序を維持し、会員相互間の親睦を図れる雰囲気づくりと運営を行う。

本年度の計画

1. 例会の定刻開始と定刻終了に努める。
2. 会長、幹事、および各委員長と連携を密にし、例会の準備運営を行う。
3. 来訪者や新入会員への心配りに努め、楽しんでいただける例会を目指す。

クラブ奉仕委員会

委員長：南 徹

委 員：田中 藤雄, 岩元 基, 濱田 悅郎, 宮原 優,

町田 猛, 日高 好久, 坂木 貞剛, 長柄 英男,

古木 圭介, 桐明桂一郎, 大野 達郎

基本方針

ロータリー四大奉仕、クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の中で最も基礎的な奉仕活動であることを認識し、親睦を大前提として、職業奉仕を把握し、社会奉仕に展開して、そこから国際奉仕が育つという基本をよく理解し、本クラブの伝統を守り、各委員会と融和を計り、且つ有意義な連携に努めます。

本年度の計画

1. 本クラブ例会の出席率向上に努めます。
2. 本クラブの伝統的文化である、親睦、友愛、各歴史的企画行事を推進奨励します。
3. 本委員会を通して、各委員会との連携の充実に努めます。

会員増強委員会

委員長：田中 藤雄 副委員長：村田 和雄
委 員：玉川 哲生，森永 茂樹

基本方針

クラブの円滑な運営、活性化のため、バランスの取れた人員構成が不可欠であり、会員数の確保は事業の活性化に必要です。そこで本年は1人でも多くの会員増強に努力します。

本年度の計画

1. 未充填の職業分類にふさわしい会員の増強に努めます。
2. 会員全員の皆様の協力で増強に努めます。
3. 各委員会1名の紹介をお願いします。
4. 入会3年未満の会員の活性化に努めます。

会員選考委員会

委員長：岩元 基 副委員長：小田代憲一
委 員：山元 正明，岩男 秀彦

基本方針

会員に推薦された人を推薦者の意見を基に検討し、適格性を調査の上、結果をすみやかに理事会に報告する。

本年度の計画

会員増強委員会、職業分類委員会との連携を密にして、優秀な会員の増強に努める。

職業分類委員会

委員長：濱田 悅郎 副委員長：榎田 浩典
委 員：田畠 勇

基本方針

会員の職業分類表を作成し、これに対する職業分類上から見た未充填職業を検討し、会員構成の改善点があれば、理事会および関連委員会に提言していく。

本年度の計画

1. 昨年に引き続き、現会員の職業分類を再度調査して実情を把握した上で、今の時代とロータリー規約に合った分類表を提案して全ての会員がロータリーライフを楽しめるようにしたい。
2. 会員増強(委)、会員選考(委)と協議をしながら委員会活動をしていくたい。

出席委員会

委員長：宮原 優 副委員長：迫田 英介
委 員：久保 真介

基本方針

例会の出席に努め、出席することにより会員同士の相互理解を深めたい。
出席しやすい楽しいクラブにしたい。

本年度の計画

1. 欠席の多い会員への連絡、声掛けをする。
2. メーカアップを奨励し、他クラブとの交流を深めたい。

親睦委員会

委員長：町田 猛 副委員長：小山 光義
委 員：佐伯 壽郎，江夏 洋，松田 忠臣，江口 清隆
竹下 洋，中村 英幸，諏訪園 隆，藤川 育
床次 恵，高橋 秀樹，池田 由實

基本方針

会員の親睦を図ることを主目的として、他の委員会と連携を図りながら、各種の行事を計画・実施することで、クラブの活性化と雰囲気づくりに努める。

本年度の計画

1. SAAと協力を図り、有意義で楽しい例会づくりに努める。
2. ニコニコボックスの件数増加を計る。
3. 例会開始20分前に集まり、会員のネームプレート渡しや会員やゲストを温かく迎える。
4. 例会以外のクラブの各種行事に積極的に参加し、会員間の交流に努める。
5. 夜の交流会やふれあいの行事を計画し、交流・親睦を深める。
6. ゴルフコンペを年4回(内1回は3クラブ合同コンペ)開催する

ロータリーファミリー委員会

委員長：日高 好久 副委員長：海江田嗣人
委 員：濱崎 一郎，大福 厚範

基本方針

ロータリー会員及び新入会員の家族の親睦を深めて、ロータリー活動を理解してもらう。

本年度の計画

1. 観月会(妻に感謝する夕べ)へのご夫人の招待、楽しい行事進行に努める。
2. クリスマス家族会への配偶者、子ども、孫様への多数の参加を呼びかける。
3. 親睦委員会、社会奉仕委員会の事業に積極的に参加し、協力する。

ロータリー情報委員会

委員長：古木 圭介 副委員長：川平建次郎
委 員：福田 正臣，高山 義則

基本方針

国際ロータリーの定めた精神に基づき、会員が広い知識と理解を深めるため多くの情報を提供する。

本年度の計画

1. 会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供する。(増強委員会と協力して実施)
2. 会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供する。(学習会と例会)
3. 入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを実施する。(個々の入会時と集団年2回を実施)
4. 学習会を主宰する。(毎月第1月曜日 18:30~)
5. 委員長または代理者は「地区情報・研修小委員会」と連携する。
6. 委員長はクラブ奉仕委員長と密に連絡を取り、必要事項はクラブ奉仕委員長(理事)が理事会に報告する。

プログラム委員会

委員長：大野 達郎 副委員長：鮎川 吉弘
委 員：蓑田 満康，前田 義博

基本方針

クラブの活性化は何より会員が出席したいような例会運営が基本であるという認識に立ち、会員の協力を得ながら、楽しく意義のあるプログラム構成を考えていきたい。

本年度の計画

ロータリーのテーマや月間活動、地域振興などに配慮しながら、タイムリーで興味ある話題を提供できる卓話を会員、ゲスト織りませながら構成したい。

会報・雑誌委員会

委員長：坂木 貞剛 副委員長：中園 雅治
委 員：水渕 清治

基本方針

1. クラブ週報を発行する。
2. ロータリーに関する雑誌を紹介する。

この2点の活動を通じて（イ）会員のクラブへの関心を喚起し（ロ）出席率の向上を促し（ハ）会員相互の親睦に寄与すると共に（ニ）会員のロータリー学習に寄与する。

本年度の計画

1. 週報の発行について
 - ア) 前回の例会の重要事項の報告
 - イ) 次回の例会のプログラムの発表
 - ウ) 基本方針に沿った記事の掲載
2. 雑誌(ロータリーの友)の紹介
 - ア) 「ロータリーの友」中の重要な記事、関心を引く記事の紹介
 - イ) ア) の活動を通して「ロータリーの友」誌への関心を喚起する。
 - ウ) 「ロータリーの友」誌への投稿を心がける。

広 報 委 員 会

委員長：長柄 英男 副委員長：伊豆 英博
委 員：海江田 卓，池口 恵觀

基本方針

ロータリークラブの基本的な理念、歴史、活動について報道各社の担当者の理解を深める。さらに本クラブの活動状況について地域の方々に理解が得られるように情報を発信する。

本年度の計画

1. 週報、ロータリーの友などを県庁記者クラブに配付する。
2. 報道各社の局長、支局長などに卓話を御願いし相互の理解に努める。
3. 恒例の県庁記者クラブとの懇談会を開催する。

I T 委 員 会

委員長：桐明桂一郎 副委員長：川畠 宏二

基 本 方 針

クラブ内外への有力な広報手段として西RCホームページが大きくなりニューアルされて3年目を迎えます。今期もさらに、魅力あるホームページを目指して、会員の全面的なご協力を得ながら、内容の充実を図ります。

事務局に保存されている貴重なクラブ資料の電子保存化(アーカイブ)に取り組んで2年目に入りますが、今期も実務をお願いしている(株)シイツウとの連携を密にしながら着実に進めます。

本 年 度 の 計 画

魅力あるホームページづくりをすすめるために①読んで面白く、ためになる内容になるよう、さらに工夫をしていく。会員にも、いろんな意見を出してもらい、新しい企画も取り入れていく②そのためには、全会員がホームページへの参加意識を持っていただけるような雰囲気づくりをさらに盛り上げていく③ホームページ上の誤字、脱字防止のために各委員長はじめ皆さんに、自分に関係ある記事だけでも必ず閲読、点検して頂くようお願いする。

アーカイブについては①事務局に現存する資料の他に、会員個人が持っておられる貴重な資料(写真や文書など)の発掘を進めるため、会員への協力を呼び掛ける②効率よくアーカイブ作業が進むようにクラブとシイツウとの連携を、さらに密にしていく。そのため、適宜、例会で作業の進捗状況を報告する。

職 業 奉 仕 委 員 会

委員長：藤安 秀一 副委員長：有馬 戦男

委 員：櫻美 義明

基 本 方 針

あらゆる有用な職業の価値を認め、自分の仕事を律し、道徳的水準と品位を高めることに努めると共に、業務を通じて職場や地域社会で奉仕の理想を推進し、クラブ・プロジェクトに応えることであり、クラブとしては会員の職業道德、品位、水準を高めるように努める。

本 年 度 の 計 画

1. 例会における行動の指針として月一回の「四つのテスト」唱和。
 1. 真実かどうか
 2. みんなに公平か
 3. 好意と友情を深めるか
 4. みんなのためになるかどうか
- 世の中が企業人としての「コンプライアンス(遵法精神)」を求めるようになってきている。常にロータリアンは「四つのテスト」を念頭に置き自戒

をこめ、謙虚に日々反省することが大事である。

2. 10月は「職業奉仕月間」でもあるので学習会等を通じて「職業奉仕」についての学習会を実施。
3. 職場訪問の実施 10月（優良社員の表彰も同時に行う）

ボランティア委員会

委員長：鮫島 信一 副委員長：内村 二郎

委 員：村田 和雄，小田代憲一，榎田 浩典，迫田 英介，小山 光義
海江田嗣人，川平建次郎，鮎川 吉弘，中園 雅治，伊豆 英博
川畑 宏二，有馬 戦男，上村 國博，山元 將孝，小正 芳史
竹内 攻，玉利 賢介，山田 晴彬

基本方針

ロータリアンは個人としては夫々の職場を通じてボランティア活動を行っているが、組織としてまとまれば、更にレベルアップした活動が可能である。

クラブ内関連委員会と緊密に連携し、鹿児島西ロータリー・クラブとしての実績を高めたい。

本年度の計画

1. 継続は力なり、過去の実績を参考にして、更なる発展に努める。
2. 関連委員会と密接に連携し、効果的なボランティア活動に努める。
3. ボランティア活動の本質、在り方について調査研究する。

社会奉仕委員会

委員長：天本 美信 副委員長：上村 國博

委 員：深尾 兼好，加藤 伸一

基本方針

新世代、ローターアクト、インターラクトの各委員会活動への協力とプロバスクラブの活動を通して、地域社会への奉仕活動の支援を行い、奉仕する者は行動しなければならないことを実証する。

本年度の計画

- ・新世代、ローターアクト、インターラクトの各委員会とプロバスクラブの活動を把握・調整し、協力できることを提案していく。
- ・ゆうかり学園を訪問し運動会など参加協力する。
- ・ロータリー賞の推薦。

新世代委員会

委員長：竹下 威 副委員長：山元 將孝
委員：染川 周郎

基本方針

青少年の健全な育成に積極的に関与し、ローターアクト、インターライア、新世代会議等の活動を支援する。

これらグループの行う奉仕活動の輪を広げ、新世代の活動の情報を対外的に発信していく。

本年度の計画

1. インターライアクト委員会、ローターアクト委員会との連携を密にし、インターライアクト、ローターアクト、ライア等の活動を支援する。
2. 新世代会議に参加し、青少年との相互理解に努める。
3. 職業選択フォーラムに協力する。

ローターアクト委員会

委員長：山下 真三 副委員長：小正 芳史
委員：池田勝一郎

基本方針

各種のローターアクト活動に参画し、活動がより活性化されるよう指導、助言する。

また、会員増強に協力・支援する。

本年度の計画

1. ローターアクト例会への参加（月2回）
2. アクト会員とロータリー会員との親睦会を開催する
3. 会員増強への協力と支援を行う
4. ボランティア奉仕作業への参加
5. バザーへの協力
6. ローターアクト地区連絡協議会への参加
7. ローターアクト年次大会への参加

インタークト委員会

委員長：山之氏秀行 副委員長：竹内 攻
委 員：岩切 豊

基本方針

地区委員会や鶴丸高校・鹿児島高校の顧問教師とのコミュニケーションに努め、インタークト生が地域社会への奉仕と国際理解並びに親睦の輪が広げられるようサポートしていきたい。

本年度の計画

1. 第45回インタークト年次大会への参加
2. インタークト連絡協議会への参加
3. 職業選択フォーラムの開催(鶴丸高校)
4. インタークト提唱高校の校長・顧問教師の例会への参加

国際奉仕委員会

委員長：七枝 敏洋 副委員長：玉利 賢介
委 員：太原 春雄，鉢之原大助

基本方針

ロータリー活動を通じて、国際理解と親善を推進する。

本年度の計画

1. 鹿児島友好協会(サンタローザ市)と鹿児島サンタローザ友好協会(鹿児島市)の青少年交換プログラム(SRKSEP)を支援をする。
2. サンライズロータリー・クラブと支援してきた同プログラムの理解を促進する。
3. GSEプログラムに協力する。
4. インタークト、ロータークト委員会と協力し国際交流を推進する。
5. 国際奉仕に関して、会員の理解を深め、情報を提供する。
6. 2月の世界理解月間に当クラブの国際奉仕の実績と現状を振り返る。

ロータリー財団委員会

委員長：岩田 泰一 副委員長：山田 晴彬
委 員：有村 仁志，森 俊英

基本方針

ロータリー財団への理解と協力をお願いする。

本年度の計画

1. 百万ドル食事の実施。
2. 昨年度に引き続き一人当たり年間3,000円の同額ボリオ寄附をお願いする。
3. ロータリー財団親善奨学生 竹之下恵さんのホストクラブとしての協力。
4. 学習会、クラブフォーラムにて認識を深めてもらう。

米山奨学会

委員長：大山 康成
委 員：水流 洋，福元 紳一

基本方針

米山記念奨学会の目的及び活動状況を会員に説明し、理解を得ることにより、物心両面にわたる協力が得られるように努める。

本年度の計画

- 例会、学習会等を利用して啓蒙に努める。
- 米山ランチ等の会員全員による普通寄付の充実を計る。

2008. 07. 01

鹿児島西ロータリー・クラブ

川平 建次郎

定款と細則の改定について — 鹿児島西ロータリー・クラブ —

2007年の規定審議会決定を受けて、鹿児島西ロータリー・クラブの「定款」と「細則」を改定し、併せて「理事会決定によるメークアップの対象」を指定した。

経過の報告：

- ① 2008年01月16日、本クラブ例会で改正する旨承認された。
- ② 2008年01月16日、本クラブ理事会で改正する旨承認された。
- ③ 2008年01月16日～2008年03月12日、
「標準ロータリー・クラブ定款」と「推奨ロータリー・クラブ細則」を基本として、
R I 日本事務局奉仕室の大木光男様とメールで、相談しながら作成した。
- ④ 2008年03月12日、R I 日本事務局の確認を受けた。
- ⑤ 2008年04月09日、本クラブ理事会で改正案が承認された。
- ⑥ 本クラブの定款と細則は、2008年07月01日から有効となる。

改定の視点：

- ① 基本的には鹿児島西ロータリー・クラブの従来の体制を継承した。
- ② 四大奉仕委員会を常任委員会とした。
- ③ 常任委員会の委員長(理事)は、常任委員会の任務の中の特定分野を担当するすべての委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- ④ 常任委員会の任務の中の特定分野を担当するすべての委員会の委員長が、その所属する常任委員会の委員長と密に情報交換をし、委員会活動の仕事を理事会に報告し、例会で紹介するなど、委員会活動に関する情報の周知徹底を図ることによって、すべての会員が仕事に参加しやすくなるようにした。

その他：

- ① 田村智英地区ガバナーから通達(2007. 12. 20付)があった。
「出席率の算定方法」が変わり、出席規定の免除を受けている会員も例会に出席することによって、例会の出席率向上に寄与することが明白となった。
- ② 「理事会決定によるメークアップの対象」を理事会で決定した。(2008. 05. 14)

鹿児島西ロータリー・クラブ定款

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、鹿児島市および垂水市とする。

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準

である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深めあらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

第6条 会合

第1節 — 例会

(a) 日および時間

本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならぬ。

(b) 会合の変更

正当な理由のある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日、または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消

例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 — 年次総会

役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 — 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 — 正会員

R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

第5節 — 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

第7節 — 公職に就いている人

一定の任期の間、選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で、一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 — RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第8条 職業分類

第1節 — 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業、または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出席

第1節 — 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、

会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

(a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクト・クラブ、インターラクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターラクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかつた場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動
に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中、他国で例会に出席するならば、マークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のマークアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、

- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 — 転勤による長期の欠席

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 — R I 役員の欠席

会員が現役の R I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席の記録

本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。

第10条 理事および役員

第1節 — 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 — 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 — 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会

員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事は、各会員に対して当該提訴の予告をしなくてはならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 — 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

第5節 — 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式な手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他

クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 — 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結

(a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

- (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は、引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席

- (a) 出席率。会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも 50 パーセントに達していなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席しなければならない(R I 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。
- 会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと、終結することができる。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めないと、または第 9 条第 3 節もしくは第 4 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の 3 分の 2 を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第 7 条の第 1 節および「四つのテスト」とする。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を証明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、

もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 — 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 — 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 — 資産関与権の喪失

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証され、それが当該会員の会員身分を終結するのに十分な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関するいかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、

および、

(d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合(本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする)、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い(ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で)、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができます。

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 — 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また、いかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 — 政治的主題の禁止

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。

ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務

R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本条规定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければな

らない。購読の期間は、6ヶ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 — 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反

理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停

このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって進められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定ができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請ができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへ

の報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第17条 細則

本クラブは、R I の定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、R I細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 — 第2条と第3条の改正

定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があ

って初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案についてR I 理事会に意見を述べることができる。

(付則) 1. この細則は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この細則は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年03月12日、R I 日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

*注：推奨ロータリー・クラブ細則は、単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI定款、RI細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事柄に応じて変更することができる。疑問のある場合は、その変更案を RI事務総長に提出して、RI理事会の審議を乞わなければならぬ。

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理 事：本クラブの理事会メンバー
3. 会 員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I：国際ロータリー
5. 年 度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名により成る理事会とする。すなわち、理事会の裁量により、《本細則 第3条 第2節 に規定された通り》役員5名[会長、幹事、会計、会場監督および副会長(会長エレクト・クラブ奉仕委員長)] および理事6名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代委員長、副幹事および直前会長)の11名からなる理事会メンバーで、理事会を構成する。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 役員および理事の選出

- (1) 役員を選出すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員(会長)は会員に対して、6名の役員エレクト[即ち、次々年度会長(選出された時点で会長ノミニー・次年度がスタートすると会長エレクト・副会長)、次々年度幹事(選出された時点で幹事ノミニー・次年度がスタートすると幹事エレクト・副幹事)、次年度幹事、次年度会計および次年度会場監督]、および4名の理事エレクト(即ち、次年度職業奉仕委員長、次年度社会奉仕委員長、次年度国際奉仕委員長および次年度新世代委員長)を指名することを求めなければならない。
- (2) その指名は、クラブの決定するところに従って立候補あるいは会員間の推薦または理事会の推薦によるものとする。
- (3) 適法に指名された候補者は、年次総会において審査される。
- (4) 年次総会において出席者の過半数をもって承認された候補者が、それぞれ該当する

役職(役員および理事)に当選したものと宣言される。

- (5) 前記の方法で選出された次々年度会長候補者は、会長ノミニー(副会長)となる。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクト(副会長)の役職名が与えられる。即ち、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクト(副会長)として理事会のメンバーを務め、会長エレクト(副会長)として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。

第2節 理事会の構成

選挙された役員(理事) 5名[会長、幹事、会計、会場監督および副会長(会長エレクト・クラブ奉仕委員長)] および理事 6名(職業奉仕委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長、新世代委員長、副幹事および直前会長)の11名からなる理事会メンバー(理事)で、理事会を構成する。

第3節 役員および理事の欠員補填

理事会(11名の理事会メンバー)またはその他の役職(委員会委員長等)に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトおよび理事エレクトの欠員補填

役員エレクト(6名)または理事エレクト(4名)の地位に生じた欠員は、残りの役員エレクトおよび理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の任務

第1節 会長

- (1) 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、会長から委託された会長経験者が、本クラブの会合(例会等)において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行う。

第2節 会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)

- (1) 理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。
- (2) 会長不在の場合は、例会等の会合において、会長代理(会長経験者)を補佐し、本クラブの理事会において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行う。

第3節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更

報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第4節 会計

- (1) すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。
- (2) この年次総会において次年度の役員および理事の選出を行わなければならない。

第5節 会場監督

通常その職に付随する任務、およびその他、会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第5条 会合

第1節 年次総会

- (1) 本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。
- (2) この年次総会において次年度の役員および理事の選出を行わなければならない。
(注：本クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略)毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

第2節 例会

- (1) 本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。(定例会)
- (2) 例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。
- (3) 本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または本クラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは本クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。(出席またはマークアップの義務)

第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 理事会

- (1) 定例理事会は毎月第2水曜日に開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会の定足数

理事(11名)の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

- (1) 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。ただし、本クラブ定款第11条の規定(ただし書き)に該当する場合はこの限りではない。
- (2) 社用(転勤等)により退会した会員(身分は個人会員)の職務を受け継いだ者(身分は個人会員)が入会する場合、入会金の納付は免除されるものとする。(ロータリーでは法人会員はない)

第2節 会費

会費は年額190,000円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I 公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

(a) 会期途中の入会者への対応

会期の途中から入会する者は、入会金の全額と年会費の残存月額分を納入すべきものとする。(1,000円未満は切捨て)

(b) 会期途中の退会者への対応

当該半期分の会費を納入していた会員が、会期の途中で退会する場合、当該半期分の会費の、退会月の翌月分からあとの残存月額分を返還する。入会金は返還しない。(1,000円未満は切捨て)

(c) 名誉会員への対応

本細則第13条第7節により選定された名誉会員は、入会金および会費の納入を免除される。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(※注：口頭による採決とはクラブの表決が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

第8条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 総説

- (1) 本クラブの各委員会は、四大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力することが推奨される。
- (2) 会長は、理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。
 - ・クラブ奉仕委員会
 - ・職業奉仕委員会
 - ・社会奉仕委員会
 - ・国際奉仕委員会

第2節 委員会の設置

- (1) 会長は、理事会の承認の下に常任委員会の任務の中の特定分野を担当する次の委員会を設置する。
- (2) 継続性を保持するため、可能であれば同じ委員会を数年間継続的に務めるよう、委員会委員を任命することが推奨される。
- (3) 会長エレクトおよび幹事エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

●クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会は、副会長(会長エレクト)をクラブ奉仕委員長とし、クラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長を委員として構成される。
- (b) 会長は、理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。
 - ・会員増強委員会
 - ・会員選考委員会
 - ・職業分類委員会
 - ・出席委員会
 - ・親睦委員会
 - ・ロータリーファミリー委員会
 - ・ロータリー情報委員会
 - ・会報・雑誌委員会
 - ・プログラム委員会
 - ・広報委員会
 - ・ＩＴ委員会

(c) 会長は、会長エレクト(副会長・クラブ奉仕委員長)に命じ、会員増強、会員選

考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

- (d) 会長は、クラブ奉仕委員会の特定分野を担当する各委員会の設置について、本クラブ細則第9条第1節の規定に基づき、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または、1名または数名の委員を2ヵ年または3ヵ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせるものとする。
- (e) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、おのおの3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。
- (f) 会報・雑誌委員会は、クラブ週報の編集・刊行を行うこととし、可能である限り地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めるものとする。

●職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員会は、職業奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 会長は、理事会の承認の下に職業奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。
 - ・ロータリーボランティア委員会
- (c) ロータリーボランティア委員会は、クラブ奉仕委員会とロータリーボランティア委員会を除くすべての委員会の副委員長が委員として構成される。

●社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会は、社会奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。
- (b) 会長は理事会の承認の下に社会奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置する。
 - ・新世代委員会
- (c) 新世代委員会は、平和で健全な次世代社会の構築を託す年令30才までの若い人の、保護と育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
- (d) 会長は理事会の承認の下に新世代委員会の中の特定分野を担当する委員会として、18才未満を担当するインターラクト委員会と、18才から30才を担当するロータラクト委員会を設置し、新世代委員会に監督、調整させる。
 - ・ロータラクト委員会
 - ・インターラクト委員会
- (e) 「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた表彰制度である。鹿児島西ロータリー・クラブは、昭和40年3月を第1回として、『社会の目立たないところで、誠実にまた継続的に、意義のある社会奉仕活動を続けている個人

あるいは団体を顕彰する制度』である「ロータリー賞」を創設し、クラブ内の推薦委員会および理事会の選考を経て受賞者を決め、毎年クラブ創立記念日前後のクラブ例会で表彰式を行っている。

・ロータリー賞推薦委員会

(f) ロータリー賞推薦委員会は、クラブ奉仕委員会委員長を委員長とし、社会奉仕委員会委員長を副委員長とする委員会で、職業奉仕委員会委員長、国際奉仕委員会委員長および新世代委員会委員長を委員として構成される。

(g) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会の承認を受けたのち、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

●国際奉仕委員会

(a) 国際奉仕委員会は、国際奉仕の特定分野を担当する委員会の委員長も委員として構成される。

(b) 会長は理事会の承認の下に国際奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置する。

・ロータリー財団委員会

・米山奨学会委員会

(c) 米山奨学会は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。会長は理事会の承認を受け、米山奨学会の維持発展のための特別委員会として、米山奨学会委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。

(d) 米山奨学会は、ロータリー米山奨学生の世話を、財団法人ロータリー米山奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励を任務とする。

第10条 委員会の任務

第1節 総説

(1) 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なR I 資料を参照するものとする。

(2) 奉仕プロジェクト委員会(委員長会)は、その年度計画を立てるにあたり、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。

(3) 会長エレクト(クラブ奉仕委員会委員長・副会長)は、上述の通り、ロータリ一年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第2節 各委員会の任務

●クラブ奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施することを任務とする。
- (2) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。
- (3) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
 - (a) 会員増強・維持委員会
 - ・この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、クラブがバランス良く構成されるために、適当な成人の入会を勧誘し、理事会に推薦する。
 - ・入会候補者の推薦に当たっては、国際ロータリー定款第5条(会員)を参照する。
 - ・この委員会は、現会員が会員を継続できるよう包括的な計画を立て、理事会の承認のもとに実施する。
 - (b) 会員選考委員会
 - ・この委員会は、会員に推薦されたすべての候補者を、個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位ならびに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。
 - ・すべての申し込みに対する委員会の決定は、理事会に報告しなければならない。
 - (c) 職業分類委員会
 - ・この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。
 - ・この委員会は、必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。
 - ・この委員会の課題となるあらゆる職業分類の問題については、理事会と協議しなければならない。
 - (d) 出席委員会
 - ・この委員会は、すべてのクラブ会員が、あらゆるロータリーの会合に出席すること(これには地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる)を奨励する方法を考案するものである。
 - ・この委員会は、特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに勤めるものとする。

(e) 親睦委員会

- ・この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(f) ロータリー家族委員会

- ・この委員会は、ロータリー・クラブがすべての支援者(ロータリアンとその家族、退会者、物故者およびその配偶者その他)にも心を配るにあたって、その方策を考案し、実行するよう努めることを任務とする。

(g) ロータリー情報委員会

- ・この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供するという任務をもつ。
- ・入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブ学習会を主宰する。

(h) 会報・雑誌委員会

- ・この委員会は、クラブ会報委員会と、雑誌委員会を兼務する。
- ・この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。
- ・この委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主宰し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕ならびにその他の特別購読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(i) プログラム委員会

- ・この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、理事会の承認を受け、手配する。

(j) 広報委員会

- ・この委員会は、広く一般の人々にロータリーについての情報を提供し、本クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報宣伝する方策を考案し、これを実施するものである。

k) IT委員会

- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブのホームページを管理監督するものである。
- ・ホームページへの搭載に当たっては、理事会の承認を受ける必要がある。
- ・ホームページに搭載された記事等の著作権は投稿記事の著者と鹿児島西ロータリー・クラブに帰属する。

●職業奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。
- (2) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
 - (a) ロータリーボランティア委員会
 - ・この委員会は、全ロータリアンに向かって、ロータリーのモットーである「超我の奉仕」の実践、即ち、ロータリアンによるボランティア活動をとおして地域社会に奉仕する目的をもって設立された委員会であり、ボランティア活動のプログラムを準備し、手配する。
 - ・この委員会は、ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会および新世代委員会と協力するものとする。

●社会奉仕委員会

- (1) この委員会は、「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」、および「協同奉仕」等に关心を寄せ、本クラブの社会奉仕活動に関して、積極的な方策の考案と実践を模索する。
- (2) この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱して設立された「鹿児島西プロバスクラブ」の活動を全面的に支援する。
- (3) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
 - (a) 新世代委員会
 - ・この委員会は、年令30才までの若い人の育成を支援する目的をもって設立された委員会である。
 - ・手続要覧2007p95によれば、「各ロータリアンの責務は、年令30才までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものるために、新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズを支援

するプロジェクトに着手するよう奨励されている。基本的ニーズとは、健康、人間の価値、教育、自己開発である。新世代のためのR I構成プログラムとは、インターラクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラムおよび青少年交換である。奉仕の機会に関する項目の内容(例えば、危機下の児童擁護、保健、識字・計算能力向上)もまた新世代のニーズに取り組む。」とある。

- ・この委員会は、新世代委員会活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。
- ・この委員会は、ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会と協力するものとする。
- ・新世代委員会委員長は、新世代委員会の諸活動全部に対して責任をもち、かつ新世代委員会の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(i) ローターアクト委員会

- ・手続要覧 2007 p98によれば、「ローターアクト・プログラムは、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識と技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供することにある。(ロータリー章典 41. 020. 1.)」とある。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鹿児島西ローターアクト・クラブ」の活動を全面的に支援する。

(ii) インターアクト委員会

- ・手続要覧 2007 p96によれば、「インターアクト・クラブは、奉仕活動と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターアクト・クラブに入会できる者は、高校に在学中の学生または年令14才から18才までの若い人である。新しいインターアクト・クラブの創立会員数は、最低15名であると推奨されるが、これは義務付けられているものではない。(ロータリー章典 41. 010.)」とある。
- ・この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鶴丸高校インターアクト・クラブ」および「鹿児島高校インターアクト・クラブ」の活動を全面的に支援する。

(b) ロータリー賞推薦委員会

- ・この委員会は、ひろく一般市民の中から「ロータリー賞」受賞の該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつ。

●国際奉仕委員会

- (1) この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄について、その諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実践するものである。
- (2) 国際奉仕委員会委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

(a) ロータリー財団委員会

- ・手続要覧 2007 p125によれば、「国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名付けられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団運営委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。本要覧の第8部に、ロータリー財団細則および法人設立定款抜粋が載っている。」「ロータリー財団の使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、ロータリーの綱領とロータリーの使命を遂行し、かつ世界理解の平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。それは具体的にRI理事会と管理委員会が、ポリオ・プラス・プログラムを完遂することでポリオ撲滅の目標を達成し、友好と理解を助長する教育的および文化的プログラムを強調し充実させ、世界のあらゆる地域において人道的ニーズを満たす補助金を支給し、人々の間の平和な関係を深めるためにプログラムを拡充することである。(ロータリー財団章典1.040.)」とある。
- ・この委員会は、全ロータリアンに「ロータリー財団」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

(b) 米山奨学会委員会

- ・財団法人「ロータリー米山奨学会」によると、「米山記念事業は、日本のロータリーが作り育てた国際奉仕プログラムである。日本最初のロータリー・クラブの創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足し、ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め、国際親善と交流を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創出と維持の貢献することを目的とする。」とある。
- ・この委員会は、全ロータリアンに財団法人「ロータリー米山奨学会」の活動に関して周知させるとともに、ロータリー米山奨学会の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

- ・その他、必要に応じて特別(アドホック)委員会を設けることができる。
 - (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
 - (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
 - (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を立案することができる。)

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。
(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、本クラブ定款第9条第3節(b)または第4節の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

第12条 財務

第1節 予算書の作成

- (1) 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。
その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。
- (2) 予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 資金の預金

- (1) 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

- (2) クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は、権限を持つ役員3名(会長、幹事と会計)の署名、捺印する伝票に基づき、会計の署名捺印する小切手または銀行振り込みもしくは現金をもって支払われるものとする。

第4節 勘定書の監査

本クラブのすべての資金業務処理は、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 資金の安全管理と保証

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第6節 会計年度

- (1) 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。
- (2) 人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。(注:半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第7節 特別会計

- (1) 鹿児島西ロータリー・クラブ特別会計の資金運用は、鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度のみに活用でき、単年度事業には運用できない。
- (2) ただし、理事会の承認した3年以上の事業計画には活用できるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節 会員候補者の推薦

- (1) 本クラブの正会員によって推薦された入会候補者(ロータリーでは法人会員がなく、すべて個人会員)の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。
- (2) 移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。
- (3) この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節 会員候補者の資格の確認

理事会は、その被推薦者(入会候補者)が本クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 会員候補者への入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は結果を推薦者に通告しなければならない。

第4節 入会の承認を受けた入会候補者への入会前の対応

- (1) 理事会の決定が肯定的であった場合は、ロータリー情報委員長、幹事または推薦者は、被推薦者に対して、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。
- (2) この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 会員候補者の入会の確定

- (1) 被推薦者(入会候補者)についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本クラブ細則に定める入会金を納めることにより会員に選ばれたものとみなされる。
- (2) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者(入会候補者)は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 入会式

- (1) このような手続きが終了した後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員(新入会の会員)に対して、幹事の準備する「会員証」を発行し、ロータリー情報委員会の準備する「ロータリー情報に関する資料」を提供するものとする。
- (2) 会長もしくは幹事は、新入会の会員に関する情報を、R Iに報告しなければならない。
- (3) 会長、幹事またはロータリー情報委員会委員長は合議の上で、当該新入会の会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員1名を指名しなければならない。
- (4) 会長または幹事は、同新入会の会員を、いずれかの奉仕委員会または役目に配属する。

第7節 名誉会員の推薦

理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けた上で、本クラブ定款第7条第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

第14条 決議

- (1) 本クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。

- (2) かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。
- (3) 退会を希望する会員は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。

第15条 議事の順序

- ・開会宣言
- ・来訪者の紹介
- ・来信、告示事項、およびロータリー情報
- ・委員会報告(ある場合)
- ・審議未終了議事
- ・新規議事
- ・スピーチその他のプログラム
- ・閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

(付則) 1. この細則は、2008年07月01日、から実施する。

(付則) 1. この細則は、2008年04月09日、本クラブ理事会で、改正案が承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年03月12日、R I日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この細則は、2008年01月16日、本クラブ理事会で、改正する旨、承認された。

(付則) 1. この細則は、2008年、1月16日、本クラブ例会で、改正する旨、承認された。

鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定

第1条 この規定は、鹿児島西ロータリー・クラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第4条 会員が叙勲、褒章(県民表彰、南日本文化賞授章)等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第5条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥10,000相当のお見舞いをする。

第6条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第7条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥20,000と15,000相当のお花、死亡広告(ただし、ご遺族の了解を得た場合)

2. 夫 人 ¥20,000と¥15,000相当のお花

3. 父母又は子女 ¥10,000と¥15,000相当のお花

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第8条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第9条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第10条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第11条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

平成15年7月9日改正

鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱

(目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

(基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリー・クラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

(基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

(奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリー・クラブの「インタークトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

(奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

(奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インタークトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

(その他)

第7条 其の他必要な事項は理事会に於いて決定する。

(附 則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

充填及び未充填職業分類表

2009年7月

番号	関連分類	番号	関連分類
1	農機具工業	31	園芸
2	農芸	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷暖房	33	施設及び病院
4	畜産業	34	保険業
5	団体	35	鋼業
6	自動車工業	36	宝石・貴金属
7	酒精飲料	37	洗濯及び法
8	清涼飲料	38	皮革工
9	放送	39	皮工
10	建築材	40	機械及び装
11	ビジネスサービス	41	動物性食
12	化学生工業	42	医療器具及び機
13	被服工	43	医
14	通信事業	44	薬剤
15	菓子	45	金属工
16	建設業	46	鉱油工
17	綿業	47	楽器用
18	衣料及び雑貨	48	事務用
19	教育	49	光学製
20	電気及び電子工業	50	塗料及び装
21	金融	51	紙工
22	芸術	52	写工
23	消防及び防火	53	物理療
24	漁業	54	印刷及び出
25	食品工業	55	宣傳
26	植物性食品	56	不動産
27	家具及び備品	57	リクリエーション
28	ガス工	58	冷凍教
29	ガラス工	59	宗ム工
30	金属物	60	ゴム工

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2009年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

番号	関連分類	番号	関連分類
61	船舶及び航海用具	66	車輛工業
62	絹業	67	上下水道及び灌漑
63	石材工業	68	木材工業
64	倉庫	69	羊毛工業
65	運輸	70	サビス業

関連分類 70種 (内充填36, 未充填34種)

分類 153種 (内充填80種, 未充填73種)

会員総数 84名

内訳 正会員 84名

(名譽会員) 2名

会員名	元職業分類	勤務先
池田廣	放射線科医	放射線科池田診療所
小山幸義	飲食業	

職業分類表

番号	会員名	勤務先	会員名	勤務先	会員名	勤務先
1 農機工具業芸						
2 農暖房空調設備	布玉利賢介	(株)ナンセン				
3 畜産業						
4 國體	海江田嗣人	NPO法人「渚を愛する会」				
5 國體	佐伯壽清	水測産業(株)				
6 自動車工業	佐治					
7 酒精飲料	小正芳史	小正醸造(株)				
8 清涼飲料						
9 放送業	桐明桂一郎	(株)鹿児島放送				
10 建築材料	町田夏洋	(株)垂水生コン (株)ニットク				
11 ビジネスサービス	公認会計士 税理士	徳留忠茂 森永樹	徳留岩元会計事務所 社会保険労務士法人ヒューマンサポート			

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
12	化学生業	家庭薬配布	村田和雄	株ムラタ薬品		
13	被服工業					
14	通信事業	電話通信事業 電話設備工事 情報サービス	末江吉口	宏政隆 西日本電信電話㈱ 鹿児島支店 アイ電子工業㈱		
15	菓子事業	和菓子製造 菓子材料配布	岩田泰英 追田英介	(名)明石屋菓子店 壽屋製餡所		
16	建設業	道路建築 請負 コンクリート建築 建築設設計 建築リース 建設港湾 建築業 プレハブ建築 土建 工商建設 業	須斐満一 田崎謙 浜瀬園 建築計画 建築設 建築 建築工場 建築 木建築 建築業 訓練者 建築 能者 商店 管工 總合 建設	己康郎 正満一 田崎謙 訪園 坂本建設㈱ 隆 太陽熱温水器㈱	川畑宏二 旭工業㈱	
17	綿業	綿製品配布	岩元	中村英二 内村二郎 基	株城山 内村建設㈱ 株カクイックス	

番号	開 連 分 分 類	分 類 名	会 員 名	勤 務 先	会 員 名	勤 務 先
18	衣 料 及 び 雜 貨	百 貨 店 紳士服オーダー 布 雜貨 配 布 婦人服輸入販売	榎 田 浩 義 榎 宮 美 原 南 海 江 田	(有)工ノキタ洋服店 桜ビルディング(株) ブティックさち		
19	教 育	外 国 語 教 教 等 術 術 高 美 音 教 教 古 予 金 育 幼 大 学	上 鹿 宮 上 鹿 木 山 元 山 山 經 校	典 明 優 徹 卓	I B S 外語學院 放送作家	鹿児島高校 大東流合氣道術琢磨會
20	電 气 及 び 電 子 工 業	電 气	池 田 實 田 由 樺 山 晴 彬	学校法人 池田学園	山田電氣(株)	
21	金 融	外 国 為 替 銀 行 短 地 方 金 券 融 賦	伊 豆 英 森 俊 菁	大和銀行 大和証券(株) 鹿児島支店	(株)南日本銀行	加 藤 伸 一
22	芸 術					鹿児島銀行 武町支店

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
23	消防及び防火					
24	漁業	水産物配布	竹下洋	株竹下清藏商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子製造配布 食料品配布 中華材料配布 中醸漬食健米 業品康配	山元正明 山安園畑 藤中田	河内源一郎商店 藤安醸造(株) 株中園久太郎商店 ケイビー食品(株)	一治勇 秀雅 一成	鹿児島青果(株)
26	植物性食品	青果品	大山康成	鹿児島青果(株)		
27	家具及び備品					
28	ガラス工業	液化圧縮ガス配布	山之氏秀行	鹿児島酸素(株)		
29	ガラス工業	ガラス配布				
30	金属物					
31	園芸					
32	ホリゾーネストラーレ	飲食業 ・ ホテル(洋式) 及びバン	小山光義 竹内	株鶴鳴館 株西川グループ本社		
		料理店(中華酒房)				

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
33	施設及び病院	総合病院 私立障害者施設 老人保健施設 老人福祉施設	小田代憲一 水流洋 前田義博	小田代病院 社会福祉法人ゆうかりゆうかり学園 社会福祉法人寿康会特別養護老人ホーム寿康園		
34	保険	火災保険 生命保険・plans ガガガ保険	高橋秀樹 橋枝敏忠 七松田臣	日本生命保険(相)鹿児島支社 ソニー生命保険(株) 九州保険サービス(株)		
35	鉄鋼業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ				
38	法律	民事弁護士 商業弁護士 証公	染川周郎 福竹紳下	染川法律事務所 福元法律事務所 染川法律事務所		
39	皮革工業					
40	機械及び装置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造 肉類配布	玉川哲生	セイカ食品(株)		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
42	医療器具及び機械	医療機械配布				
43	医					
44	薬	制剂	池田勝一郎	平和薬局		
45	金属	工業				
46	鉱	油工				
47	楽器	用品				

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
48	事務用 品	電子複写機配布機	床 次	惠 (有)文具事務機の床次		
49	光学製品					
50	塗料及び装飾品	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印新報データプリントサービス	坂木貞美達天	県庁書店 印刷信郎 （株）南日本新聞社		
55	宣伝	広告取扱 イベント企画 イベント設営	深尾兼好 原正親	（株）シティウ （株）舞研		
56	不動産	不動産鑑定				
57	觀光事業					
58	冷凍					
59	宗教	仏教	池口切	恵 観 豊	烏帽子山最福寺 松原神社	

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
60	ゴム工業					
61	船舶及び航海用具					
62	絹業	絹製品 絹製品 生糸	製造 配布 業			
63	石材工業	墓石販売				
64	倉庫	車庫	業			
65	運輸	バス事業 タクシー海陸輸	業 輸	岩男秀介 古木秀介	彦介	マリックスライン株 肥薩おれんじ鉄道株
66	車両工業					
67	上下水道及び灌漑					
68	木材工業					
69	羊毛工業					
70	サービス業	防犯システム 賃貸マンション管理業 ビルメンテナンス業 駐車場	日清掃社 会社 業	高久大 好福藤	久範雄 介厚藤 眞福藤 好中	鹿児島南映商事株 大成ビルサービス株 (有)エムデンテクノパーキング 川穀

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
A	池田廣幸	ヒロシヨシユキ	会員	放射線科池田診療所	医師	890-0052 上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052 同左		257-4526
A	天本英輔	アマモトヒヂカワ	会員						892-0853 城山町3-24		224-0306
A	馬戦信古	マツケンコ	会員								
A	有木仁志	アリムヒトシ	会員	太陽熱温水器	株式会社	代表取締役社長	890-0024 明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024 明和二丁目27-2	282-7878
A	天本英吉	アマモトヒヂカワ	会員	印 刷	アシア印刷	常務取締役	890-0068 東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811 西坂元町46-12	247-5842
A	庵木英輔	アマモトヒヂカワ	会員	武 道	大東流合氣柔術磨合連盟県支部	支 部 長				890-0035 田上町5329-1	264-7545
A	有村仁吉	アリムヒトシカワ	会員	眼 科 医	有村眼科医院	院 長	892-0827 中町10-5 2・3F	222-7885	226-5523	890-0016 新照院町33-13	224-5634
A	エネルギー産業	エネルギー産業	岩崎産業	常務取締役	890-0064	鳴池新町12-12 第2岩崎ビル5階	259-1248	259-2268	899-5652 始良町平松5674-2	0995-45-924	
D	福厚範	フクアツハラ	会員	ビルメンテナンス業	大成ビルサービス	常務取締役	892-0845 桶之口町11-22	224-1416	224-1949	892-0875 川上町549番地33	244-5964

会員名簿

2009年7月



鹿児島西ロータリー・クラブ

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
E 榎田 浩典 エノキ ハロウ	紳士服オーダー ^(有)	エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0033	中央町4-3	253-6966	253-6966	890-0053	同左	253-6965
E 江口 隆清 エグチ キヨタカ	電話設備工事	アイ電子工業	代表取締役会長	890-0031	武岡五丁目51-25	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106
F 福田 正臣 フクダ マサオミ	公立病院	清風病院	顧問医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0038	黒瀬町12-274-1鶴見山	223-2092
F 深尾 兼好 フカオカヨシヨシ	イベント企画	シイツ	代表取締役社長	890-0056	下荒田1-1-20	297-5711	297-5712	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
F 藤安秀一 フジタケシ	醸造	藤安醸造	代表取締役社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0033	住吉町6-20	224-1069
F 藤川毅 フジタケシ	ビルメンテナンス業	芙蓉商事	代表取締役社長	892-0033	住吉町1-3	222-3100	222-3104	890-0082	紫原1-30-16	254-4126
F 福元伸 フクモトシン	商事弁護士	福元法律事務所	所長	892-0028	金生町7-8-6F	225-0100	225-6636	890-0007	伊敷台一丁目37-2	220-8600
H 錐之原大助 ホコノハラダイスケ	医療法人	医療法人卓翔会市比野記念病院	理事長	895-1203	薩摩川内市樋脇町市比野3079	0996-38-1200	0996-38-0715	890-0007	伊敷台一丁目37-3	228-6883
H 日高好久 ヒダカヨシヒサ	賃貸マンション管理業	ヒサタクイムリ	代表取締役社長	892-0037	甲突町28-2	224-6542	222-5473	890-0064	鴨池新町29-4-23	257-3747
H 濱田悦郎 ヒマツタエイ	小児歯科医	城西歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷台2丁目16-23	229-8088
H 清崎正親 ヒタチカマサヒコ	建築リース中	中央仮設	代表取締役会長	890-0003	伊敷6丁目7-35	229-5900	229-5181	891-1202	西伊敷7丁目20-12	220-3633
H 原正親 ヒラマサヒコ	イベント設営	舞研	代表取締役社長	891-0115	東開町4-94	266-2501	266-2601	891-0150	坂之上1丁目12-7	262-1124

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
I	イワモト元	ハジキ基	綿製品配布	(株)カクイツクス相談役			261-4114	261-4800	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
池	イケダ口惠	カバノ觀仙	宗教	烏帽子山最福寺法主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-2242	890-0082	紫原二丁目35-13	253-6440
岩	イワキ秀男	ヒコヒデ	海上運輸	マリックスライン(株)代表取締役会長	892-0836	錦江町1-7	226-6778	226-2126	892-0054	長田町25-4	222-8018
岩	イワタヤ泰	カズヒコ	和菓子製造	(名)明石屋菓子店会長	892-0838	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
池	イケダ勝一郎	カツイチロウ	調剤薬局	平和薬局社長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
岩	イワキ切豊	エタカヒロ	神道	宗教法人松原神社代表役員宮司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
伊	イ豆豆英博	ヒコヒロシ	証券引受	大和証券㈱鹿児島支店支店長	892-0821	金生町6-9	223-5141	223-8160	890-0055	上荒田町39-10 RJR上荒田902	
池	イケダ由實	ヨシミ	学校経営	学校法人池田学園理事長	890-0033	西別府町1680	282-7888	282-7889	890-0846	加治屋町2-24	239-3377
K	古木圭介	ケイスケ	陸上運輸	肥薩おれんじ鉄道(株)代表取締役社長	866-0031	熊本県八代市萩原町1丁目1番1号	(0965)32-5678	(0965)32-5411	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
江	江夏洋	カマツヨシ	産業機械配布	(株)ニットク代表取締役社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3980	890-0041	城西3-3-25	257-5018
海	江田卓	カマツヨシ	高等学校	放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
川	川平建次郎	カワヒロシ	放射線科医	医療法人建星会(平川)ニック病院	890-0046	西田2-7-16第2工/キタビルF	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
桐	桐明桂一郎	カトリアキヒロ	民間放送	(株)鹿児島放送(KKB)相談役	890-0571	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-803	258-4505
川	川畑宏一	カワハタヒコ	建設設備	旭工業(株)代表取締役社長	890-0054	荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0082	紫原六丁目48-10	255-3462
久	久保眞介	カワホシマサヒコ	商事会社	鹿児島南映商事(株)代表取締役	890-0045	武二丁目29-5	251-7868	251-7325	891-0145	錦江台一丁目21-12	261-0154

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
K カミ 木上 カ トウ 藤伸一	ヒロ 国博 教育	鹿児島高等学校	校長	890-0042	薬師一丁目21-9	255-3211	258-0080	899-5431	姶良郡姶良町西餅田1211-1	0995-66-4518
加藤伸一	普通銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890-0053	中央町11-1	256-1121	250-0561	892-0817	小川町19-2-1104	224-9389
小正史	焼酎製造業	小正醸造(株)	社長	891-0123	卸本町7-5	260-2970	260-2973	890-0086	日出町16-12	253-0107
カイエダ 海江田	NPO法人「諸を愛する会」	理事(業店主)	891-0114 小松原一丁目27-16-801	266-5928	67-2338	899-5421	899-5421	899-5421	姶良郡姶良町東餅田3828-6	0995-65-4474
コ ヤマ 小山光義	飲食業	鶴鳴館	代表取締役社長	892-0842	東千石町18-3	223-2241	225-0679	892-0802	清水町29-25-105	247-3271
M ムラ 村田和	自動車部品製造	水潤産業(株)	代表取締役社長	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
モリ 森永茂樹	社会保険労務士	オオタマラ社 家庭薬配布(株)	薬品 代表取締役社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	892-0871	吉野町10864-1	244-4978
マツ 松田忠臣	九州保険サービス(株)	社会保険サービス(株) 会長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311	
ミナ 町田猛	外国语教育	トヨタ 生コン製造販売(株)	垂水生コン 院 代表取締役	892-0846 892-0816	加治屋町1-9 植木寺第2ビル 山下町12-12	222-3551	222-3538	891-0144	下福元町6306-13	262-1193
モリ 森俊英	普通銀行	ヒロ 南日本銀行	取締役頭取	892-0816	山下町72番地	225-1311	227-2739	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615
マエ 前田義博	老人福祉施設	ヒロ 社会福祉法人寿賀会特別養護老人ホーム寿園	理事長	891-1304	本名町234	294-2510	294-2510	892-0863	西坂元町6-8-102	247-4504
ミノ 喜田満康	建築設備計画	ヒロ 建設	代 理 表	890-0031	武陽三丁目7-5	281-4883	282-7680	890-0031	同左	282-5530
ミヤ 宮原優	婦人服輸入販売	ヒロ ブティックさち	店長	892-0842	東千石町16-16野崎ビル1F	224-0052	224-0052	891-0144	下福元町4696-4	261-2871

氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
N 野添 良隆 ヨシタカ ロン	口腔外科医	中央ビル野添歯科医院	院長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970
ナ 柄英男 ヒヂオ	循環器科	愛仁会植村病院	院長	890-0008	伊敷二丁目1-2	220-1730	228-9740	890-0008	伊敷二丁目1-7	220-1730
ナカムラ 幸英 ヒヂエ	商店建築業	株城	山代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
ナカミツヨシ	漬物製造	株中園久太郎商店	代表取締役社長	891-0514	指宿市山川大山860-2	0993-34-1180	0993-27-6015	890-0013	城山11-30-17	225-4514
ナナ七枝敏 ヒロトシ	ワイヤンシャルブランナー	ソニーライフ	代表取締役社長	890-0062	与次郎2-4-35-8F	250-6030	250-6033	890-0032	西陵4-7-7	282-7629
O 小田代憲一 ケンイチ	総合病院	医療法人恵徳会小田代病院	理事長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	253-8140	890-0054	同左	253-8111
オオヤマ 康成 ゴウセイ	青果配布	鹿児島青果(株)	取締役社長	891-0115	東開町11-1	267-3111	267-0181	890-0053	中央町32-3	254-6312
オオノ 達郎 ロウダラ	新聞発行	株日本新聞社	監査役	890-8003	与次郎1-9-33	813-5015	813-5016	890-0045	武二丁目43-5	258-4685
S 佐伯 善一 ロウザイ	自動車修理	ネッツトヨタ鹿児島(株)	顧問	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0047	常盤二丁目7-16	258-3423
スダマサミ	コンクリート建築	株須田建設工業	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	田上二丁目35-5	256-2247
ソメイ川周郎 シュウロウ	民事弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	同左	250-2233
サカヰ木貞隆 タカミタケル	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	891-0145	錦江台3-5-7	201-4728
スワゾク謹 建築	本建設計画	坂本建築	社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
サクラ美義明 カクミヨシ	雑貨配布	桜ビルデイング	代表取締役社長	890-0053	中央町19-1	226-5320	226-5320	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
サマジ鳥信一 イチナガ	小児科医	医療法人・育誠会駿島小児科医院	院長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
サコ追田英介 エイタケル	菓子材料配布	壽屋製餡所	代表取締役	890-0072	新栄町4-19	254-1048	256-7801	890-0072	新栄町4-19	254-1048

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	郵便番号	勤務先住所	勤務TEL	勤務先FAX	郵便番号	自宅住所	自宅TEL
S スエ 末吉 マサ 政	ヒロ アキ	電話通信事業 西日本電信電話株鹿児島支店	法人営業部長	892-0833 松原町4-26	227-9605	216-8104	890-0056	下荒田町二丁目29-10			
T 太原 タケル	ハル 春雄	内科 医	紫原たはら 医院	医師	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
玉水 タマ ガワ	テツ 哲生	アイスクリーム製造 オーナー	セイイカ 食品(株)	代表取締役会長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	281-1226	890-0043	鷹舎一丁目5-4	254-0475
川洋 タケル	ヒロシ	障害者施設	社会福祉法人ゆうかがい学園	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
下威 タケル	ヒロシ	公证人	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
竹義 タカ ヤマ	ヨシ ノリ	内科 医	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3352	890-0063	鳴池二丁目17-7	257-1407
下洋 タケル	ヒロシ	水産物配布(株)	竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
玉利 タケル	ケン 賢介	空調設備	(株)ナントセイ	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	250-0388	890-0054	同左	253-3300
留德 タケル	ドメ ノリ	税理士	忠敬会	会計事務所	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹舎2丁目5-5	257-3884
田畠 タケル	イチロー	食品製造	ケイビーフード	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
床恵 タコミ	タツミ	電子複写機販売	(有)文具事務機の床次	代表取締役	890-0002	西伊敷3丁目13-2	228-8408	229-9111	890-0002	真鶴町14-4ロヤルシティ銀杏前アラーム501号	201-8115
田中 タケル	フジ 雄	駐車場	(有)エムデンテクノパーク	代表取締役	891-1204	花野光ヶ丘一丁目23-12	238-9538	228-0359	891-1204	同左	228-0310
竹内 タケル	オサム	ホテル業	ホテル・レクストン鹿児島	社長室長	892-0844	山之口町4-20	222-0505	239-0601	892-0871	吉野町2741-32	243-9256
高橋 タカ 橋秀	ヒデ キ	生命保険	日本生命保険㈱鹿児島支社	支社長	890-8521	中央町18-1南国セシタービル8F	255-1101	255-1107	890-0046	西田3-26-19-306	

1. 繼続活動

○学習会

- ・（月1回）テーマを決めてロータリーの活動について討論

○職業選択フォーラム

- ・インタークト校両校の生徒に学生の将来の職業への指導に各会員のプロとして各職業について指導・討論をおこなう。

○渚の集い

- ・無くなりつつある渚を会員・家族・賛同者と清掃をおこなう。

○ゆうかり学園訪問

- ・入園者とのふれあい

○報道機関との懇談会

○ロータリー賞贈呈

○優良従業員表彰

○西RC奨学金贈呈（鶴丸高校・鹿児島高校）

○観月家族会・クリスマス家族会

○兄弟クラブ鶴岡RCとの交流（週報交換・訪問等）

○姉妹クラブサンタローザ・サンライズRCとの交流 (サンタローザ交換学生交流)

2. これまでの活動

○プロバスクラブ提唱（1998年）

○ロータークトクラブ提唱（1976年）

○インタークトクラブ提唱（鶴丸高校1964年、鹿児島高校1971年）

○アディショナルクラブ設立（加治木RC 1967年、加世田RC 1972年、 枕崎RC 1972年、城西RC 1986年）

○四世代フォーラム

○国際奉仕関係

- ・1991年 サンタローザ・サンライズRCとの共同でチリ コワイケRCを通してストーブ、ベッドを送付

- ・2005年 鶴岡RC、サンタローザ・サンライズRC、パタン西RCとの共同でマッチンググラン트を使ってネパールシルバリ村へ乳牛を33頭を送る。

○友愛文庫 S 54～H 6

○青少年文庫への図書贈呈 S 58～H 9